



海外消防情報
シリーズ

8

マレーシアの消防事情

[2002年8月]



海外消防情報センター

海外消防情報シリーズ 8

マレーシアの消防事情

(2002年8月)

海外消防情報センター

はしがき

本書は、海外消防情報センターが海外主要国の消防事情について、シリーズでその概要を紹介する計画のもとに既に作成した英・独・仏・米・韓・中・比の7か国の消防事情に次いで、同シリーズの第8号として「マレーシアの消防事情」について編集したものである。

本書の編集に当たっては、本シリーズの既刊の各書同様、総務省消防庁のご指導とご協力を得、さらに関係の機関、団体等のご協力やご教示をいただき、海外消防情報センターが収集している資料等に基づき、取りまとめた。

海外消防情報シリーズ5号からは、アジア諸国の消防事情を取り扱っているが、これらについては冒頭に「アジア諸国の消防事情一覧表」を載せることとした。アジア諸国も各国それぞれ発展の経緯等もあって、国により地方制度も異なり、消防事情も一様ではないので、何らかの参考になれば幸いである。

マレーシアは目下消防行政について、連邦消防として充実・発展への努力を続けている段階であり、その状況も急速に変わりつつある。資料・情報の不足等により、未だ不十分の分野が残されているが、できるだけ早く作成するようという要請もあり、それらの点については今後、機会をみて補完修正することとし、一応このように取りまとめた次第である。

最近のマレーシアの消防全般について概括的に紹介した文献がわが国において少ない現状からみて、多少の不十分さを認めながらも、マレーシアの消防事情について関心のある人達に、本書が一応の知識・情報を与えることができれば幸甚である。

なお、さらに専門的にマレーシア消防の特定分野について詳しく知りたい向きは、本書の参考文献等を頼りにそれぞれの資料や著作にあたっていただきたいと思う。

2002年8月

海外消防情報センター長

諒 訪 部 信

編 集 方 針 等

- ・ 本書は、世界主要国の消防事情について、それぞれ概括的に取りまとめていく計画の中で、その第8巻として「マレーシアの消防事情」についてまとめたものである。
- ・ 日本とマレーシアでは消防機関の担っている業務の範囲が異なるところもあるので、本書の対象は、日本の消防機関が行っている業務について、マレーシアの状況を記述し、マレーシアの消防機関が行っている業務で特徴的なものは、その概要を記述した。
- ・ 本書は、マレーシアの消防事情全般について、概括的な知識を得ることを目的としてその大要を記述したものであって、専門的に特定の分野について、さらに詳しく知りたい向きは、参考文献等を手掛かりにして、専門的な文献・資料等に当たっていたい。
- ・ 本書の取り扱う範囲が広く、各種の文献・資料等を参考にしたので、例えば同じ事柄について引用した文献等の統計の数字が記載する場所によって異なっているところもあるが、明らかに間違っていると思われる場合を除き、制度の概要を知る上で格別支障がないと考えられる場合は、そのままにしてある。
- ・ 制度の紹介や統計数字は、できるだけ最新のものをと心掛けたが、資料等が入手できずやや古いものを使用しているところがある。今後それらについては、新しい資料等で修正して参りたい。
- ・ 年号については、一般的に西暦によったが、歴史的なもの等については、和暦も併記した。
- ・ 記載項目については、はじめにマレーシアの概要について概観し、以下マレーシアの地方制度、消防組織、消防職員、消防の担当業務と権限、消防用機械器具等の規格・基準認証制度、消防財政、教育・訓練、救急・救助、消防車両等の保有状況、各種災害の状況等、クアラルンプールの消防事情について記載した後、マレーシアの1988年消防法（仮訳）を収録し、最後に関係する参考文献を掲載した。

アジア諸国 の 消防事情一覧表

(日本を除きアイウエオ順)

国 の 正 式 名 称	印 度 ネ シ ア	韓 国	タ イ	中 国	菲 利 比 尼	マ レイ シ ア	日 本
面 积(万km ²)	109.4(日本の5.0倍)	9.9(日本の26%)	51.3(日本の1.4倍)	956.1(日本の25倍)	30.0(日本の79%)	33.0(日本の87%)	37.8
人口(万人)	2億1,209.2(2000年)(日本の1.7倍)	4,674.0(2000年)(日本の37%)	6,120.1(2000年)(日本の48%)	12億7,305.0(2000年)(日本の10.0倍)	7,565.3(2000年)(日本の60%)	2,221.8(2000年)(日本の18%)	1億2,691.9(2000年)
地 方 制 度	首都ジャカルタ特別市(特別州)1 行政区5 市49 県228 (市・県は地区(郡)、町に分かれ、それらはさらに小区、行政村に分れる。)	ソウル特別市22 自治区6 広域市(フサン等)47 自治区25 道49 市67 県137	県73 <省級単位> 省(台湾区) 直轄市 <地区級単位> <省級市> <自治州> <県級市> 市轄区35 郡部 自治体なし	うち首都県1 市街地部5 特別市2 市(人口5万以上)10? 町82 地区31 市67 県137 <その他> 区、郷、鎮、街道 <その他>	マニラ首都圏1 地方5 うち12は国の管轄区域 マニラ首都圏と他の3地区 方は特別に自治権が与えられている えられる 162 125 31 620 1,893 159 1,496 他にハンガライ(村落自治組織)がある 約42,000	州(西リージア11、東リージア2) 連邦直轄地区2 連邦制であり、州は地方自治体首都1を含め5 市(東79、西39)20 町(東79、西39)118 市113 1,496 他にハンガライ(村落自治組織)がある 約42,000	都道府県13 市町村47 市町村一部事務組合2 広域市町村圏等
消 防 中 央 機 关 行 政 机 构	内務省公共行政開発局	行政自治部消防局	内務省国家警察局	公安部消防局	内務・地方行政省消防厅	住宅・地方自治省消防救助局(1997年から独立)	総務省消防厅
実 施 机 构	自治体	道(9)、ソウル特別市及び直轄市(6)に消防本部を設置	国家消防(バンコク)各県	省、自治区、直轄市に消防局(13)及び下部消防隊が配置	国家消防。首都圏に下部消防隊がおかれ、市や区に下部消防隊が配置	国家消防(1976年からトロマニラ)の各州(13)及び直轄地区(2)に消防救助隊が配置	自治体消防(1976年から東京消防庁市町村及びその連合体)
救 急 业 务	救助業務は、国家捜査救助庁(National Search and Rescue Agency)	消防	警察病院等 他の私設病院等	医療機関(一部消防も実施)	消防の他、赤十字社等の医療機関、企業、自治体	保健省の管轄局(1976年から民間救助サービス)	消防
消 防 署	?	135	常備399(非常備13(1998))	1,733(消防中隊)	870	230(2002)	1,670
消 防 職 員(人)	?	23,153(2001) 2,005	3,200? 19,125	約110,000 11,215	14,326 5,246	10,000(2002) 2,222	152,464 829
消 防 車 1 人 当 人 口(人)	?	2,225 20,886	?	約10,000 123,361	1,066 70,502	281 78,932	23,064(うち常備7,965) 5,481(常備のみ5,871)
火 灾 件 数(件)	?	34,844(2000) 7.50	2,065(1990) 0.34	179,955(1999) 1.46	7,537 1.00	26,800 7.49	54,514 4.31

注1:中国の面積・人口には、台湾(面積3,6万km²、人口2,209.0万人)は除外している。

注2:消防車数には、一般の消防車(水槽付を含む)で可動のものとし、化学消防車、はしご車等は含まない。

火災による死者(人) 人口万人当火災による 死者(人)	インドネシア ?	韓国 0.118	タイ 0.004	中国 24(1988)	中国 2,722(1997) 0.022	フィリピン 369 0.049	マレーシア 8 0.004	日本 2,062 0.163
消防学校・消防大学等 の教育訓練機関	ジャカルタ市消防局に 消防学校があり、他からも受け入れている。	中央消防学校(5校) 地方消防学校(5校)	中央訓練センター(建設中。 2000年4月一部開校) 他に4地区に計画	消防指揮学校(5校) 武警学院(消防課程)	公安大学校の管理下に 国立消防学校がある	消防救助アカデミー1 校・分校1校 地域訓練センター4	消防学校: 道府県、東京消防庁、7政令市で 設置 消防大学校: 国設置	消防学校: 道府県、東京消防庁、7政令市で 設置 消防大学校: 国設置
ボランティア消防 (隊/人員)	?	2,832/83,835	/211,900 (1992)	135,000/3,000,000	627/8,458? (自衛消防隊)	227/13,191	3,641/957,047 (1999)	3,641/957,047 (1999)
三大火災原因	電気ショート(200V) 石油コンロ たばこ	電気 たばこ 放火	電気のショート たばこ ガス爆発	電気 たばこ 予防法規違反	電気 裸火 自然発火	焚き火 たばこ 漏電等	放火 たばこ ガスこんろ(1998)	放火 たばこ ガスこんろ(1998)
通報手段	113 110 -	119 112 119	199 191/123 交通193 252-2171~5	119 - -	全国統一なし。 (警・消・救共通) マニラ 117、セブ160、 ダバオ 110	994/999 999 999	119 110 119	119 110 119
首都の消防	都 面積(万km ²) 人口(万人)	ジャカルタ 0.066 911.3(1995)	ソウル特別市 0.061 1,023.1(1995)	北 バ ンコ ク 0.157 約800	北 マ ー ク 0.477 1,129.9(1995) 165.5(1995)	ラ クアランブール 0.0238 125(1999)	東京都(23区) 0.175 796.8(23区のみ1996) 1,174(受託地域等を含む)	東京都(23区)
消防機関名	ジャカルタ市消防局 ソウル特別市消防災 本部	タイ王立警察消防部 (2000年4月からバン コク市に移管?)	北京市消防局	首都圏消防局	首都圏消防局	クアランブール連邦 地区消防救助局	クアランブール連邦 地区消防救助局	東京消防庁
消防署	5	21	34	40	22	13	79	79
消防職員(人)	2,606	4,997	1,500	3,050	2,493	537	18,013	18,013
消防車(台)	140	137	189	171	112	17	6,380	6,380
火災件数(件)	789	7,058 (2000)	1,353	4,547(1997)	7,537(2000)	?	6,555	6,555
火災による死者(人)	17	100 (2000)	21 (1988)	63(1997)	369	?	143	143

＜目 次＞

はしがき

編集方針等

アジア諸国の消防事情一覧表

I マレーシアの概要	1
1 概況	1
2 連邦政府と州	3
II マレーシアの地方制度	7
1 概況	7
2 市と町	7
3 地方自治体の組織等	9
4 州の区域と自治体の区域	9
III マレーシアの消防体制	11
1 沿革	11
2 消防体制の現況	11
IV 消防職員	16
1 消防職員の種類と人員	16
2 採用	16
3 階級制度と職務	16
4 勤務体制等	16
5 自衛消防隊員	18
6 義勇消防隊員	19
V 消防の担当業務と権限	20
1 消防の担当業務	20
2 消防の権限	20
VI 消防関係の基準・認証	23
1 マレーシア規格	23
2 防火・防爆に関する法令・規則	23
VII 消防財政	25
VIII 教育・訓練	26
1 概況	26
2 消防救助アカデミー	26
3 地方訓練センター	27
4 海外研修	27
IX 救急・救助	28
1 概況	28

2 救急	28
3 救助	28
4 特別マレーシア救助チーム（S M A R T）	29
X 消防車両等の保有状況	30
1 概況	30
2 消防車両等の保有状況	30
3 消防車両の修理工場	32
X I 各種災害等の状況	33
1 はじめに	33
2 火災の状況	33
3 その他の災害	36
4 緊急通報	36
附I クアラルンプールの消防事情	37
1 クアラルンプールの概要	37
2 消防体制等	37
附II 1988年消防法（法律第341号）（仮訳）	39
「マレーシアの消防事情」関係参考文献	53

図表一覧

- 図表-1 マレーシアの人口・面積・人口密度
- 図表-2 東・西マレーシアと各州等の配置状況
- 図表-3 マレーシアの州別人口・面積・人口密度等
- 図表-4 州別の地方自治体数（1994年）
- 図表-5 州別の地方自治体の面的・人的範囲
- 図表-6 マレーシア消防救助局の機構図
- 図表-7 本庁・州別消防職員の配置状況
- 図表-8 州の消防体制
- 図表-9 州別消防署の概況
- 図表-10 階級と対応する職務及び人員
- 図表-11 連邦消防救助局の予算の推移（1994年～1999年）
- 図表-12 救急の出動件数及び搬送人員（2000年）
- 図表-13 救助の出動件数及び搬送人員（2000年）
- 図表-14 消防車両の州別配置状況
- 図表-15 消防車両修理工場の名称、所在地及び要員数
- 図表-16 火災件数、死傷者数及び損害額（1994年～1998年）
- 図表-17 火災発生の対象物別の火災件数、死傷者数及び損害額（2000年）
- 図表-18 原因別火災件数（1994年～1998年）
- 図表-19 建物種類別火災件数（1994年～1998年）
- 図表-20 火災以外の災害件数及び死傷者数（1994年～1998年）
- 図表-21 クアラルンプール連邦地区の消防署の状況

I マレーシアの概要

1 概 况

マレーシア(Malaysia)は、タイ南方につき出したマレー半島部分（「西マレーシア」）と、東シナ海を隔てて浮かぶ世界で3番目に大きな島ボルネオ（カリマンタン）の北西部（「東マレーシア」）の地域からなる。総面積は、329,758 km²で日本の面積の約87%に相当し、その内訳は、西マレーシア131,598 km²（全体の約40%）、東マレーシア198,160 km²（全体の約60%）となっている。国土は、東西約2,000 kmあり、東西マレーシアの間は約600 kmも離れている。また、人口は、2,271万人（1999年現在：日本の約18%）で、そのうち8割以上が西マレーシアに住んでいる。西マレーシア及び東マレーシアの人口・面積等は、図表-1のとおりである。

図表-1 マレーシアの人口・面積・人口密度

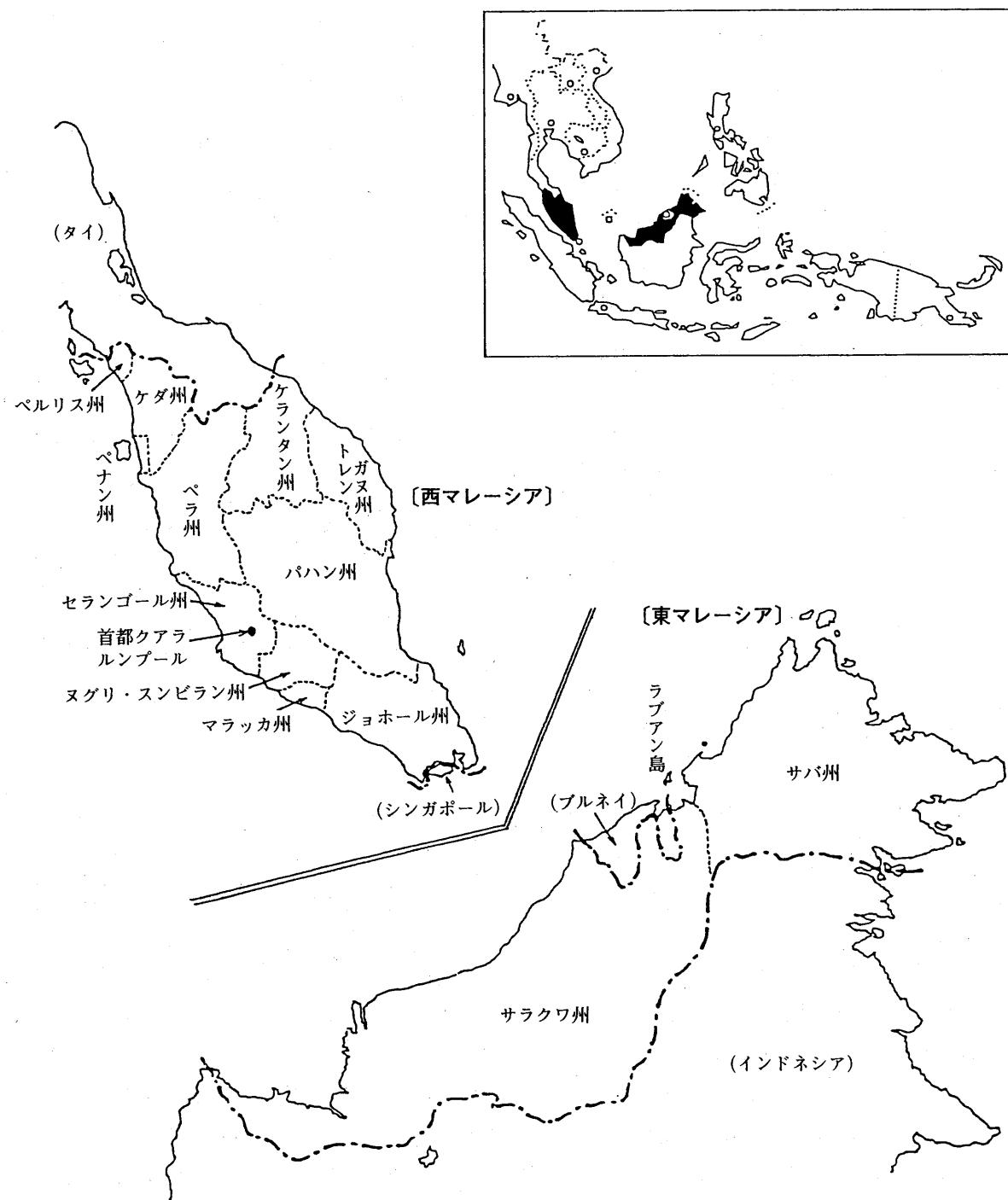
	人 口		面 積		人口密度 人/km ²
	千人	比率%	km ²	比率%	
西マレーシア	19,439	85.6	131,593	39.9	143
東マレーシア	3,271	14.4	198,165	60.1	17
合 計	22,710	100.0	329,758	100.0	69

注：人口は、1999年現在

民族構成は、マレー人57.9%、中国系26.9%、インド系7.5%、その他7.7%となっており、多民族国家である。国語は、マレーシア語、宗教はイスラム教とされるものの、各民族はそれぞれの言語や宗教、習慣などを保持しており、多様性を持った国となっている。

15世紀にマラッカ王朝が成立したが、その後16世紀にポルトガル、17世紀にオランダが進出した。18世紀にはこれに代わってイギリスが進出し、1824年ペナン、マラッカ、シンガポールを植民地とし、1867年にはイギリスの直轄植民地となった。その後、イギリスは、1888年にはボルネオ島北西部を保護領とし、1920年代には現在のマレーシア全土への支配をほぼ完成した。第2次世界大戦後、マレー半島部の各州がマラヤ連邦を結成し、1957年（昭和32年）にイギリスから独立した。そして1963年（昭和38年）にマラヤ連邦にシンガポール及びボルネオのサバ・サラワクを加えて「マレーシア」が成立した。その後、1965年（昭和40年）にシンガポールが分離独立して現在に至っている。

図表－2 東・西マレーシアと各州等の配置状況



2 連邦政府と州

(1) 連邦政府

マレーシアは13の州（西マレーシア11州、東マレーシア2州：State）よりなる連邦国家である（地域的には、西マレーシアにクアラルンプール、東マレーシアにラブアンの両連邦直轄地区がある。）。

マレーシアの西・東各マレーシア並びに各州及び連邦の直轄地区の配置状況は、図表-2のとおりである。

西マレーシアのペナン、マラッカの2州、東マレーシアのサバ、サラワクの2州計4州以外の9州には世襲の統治者（一般的にはサルタン（Sultan）と呼ばれるが、別の呼称の州もある。）という首長が君臨している。この世襲の統治者が統治者会議を構成し、この中から任期5年の連邦国家元首（国王）を互選する。しかし同時に連邦議会も設けられており、立憲君主制となっている。

サルタンのいない4州については国王によって4年ごとに州元首が任命される。

連邦議会は、上院と下院の2院制である。上院は、69議席で、州議会から選出議員と職能代表、文化功労者、社会貢献者、少数民族代表などから国王により任命された議員から構成されている。任期は、3年である。下院は、192議席で、小選挙区制により選挙される。任期は、5年である。

憲法上行政権は、国王にあるが、国王は首相と内閣の補佐のもとに行行政権を行使しなければならないことになっており、実質的な行政権は、首相にあるといわれている。国王は、下院で多数の信任をえている議員（一般的には下院第1党の党首）を首相に任命する。

各省の大臣は、首相の勧告に基づいて上・下院議員の中から国王により任命される。

マレーシア全体の基本的統治構造は、大きく分けて連邦・州・地方の3層構造となっている。

連邦政府の主な立法専管事項としては、外交、国防、国内治安、司法行政、財政、教育、消防、医療・保健、商工業・貿易、海運・漁業、通信・交通、労働・社会保障、新聞・出版、電力、国の休日などが規定されている。

(2) 州

マレーシアの州は、自治体ではなく、準国家として位置づけられ、独自の主権と憲法を持っている。

マレーシアには西マレーシア11州、東マレーシア2州合計13の州がある。

州のほかに西マレーシアの首都クアラルンプール地区と東マレーシアのラブアン地区は、連邦政府の直轄地区となっている。

各州及び連邦直轄地区の面積、人口及び人口密度は、図表-3のとおりである。

州の面積の最大は、東マレーシアのサラワク州で日本の北海道の面積の1.5倍ある。

次いで同じく東マレーシアのサバ州で北海道の9割弱、西マレーシアで一番広いのがパハン州で北海道の4割強の広さとなっている。狭い方では、連邦直轄地区はいず

れも狭いが、州で一番狭いのがペルリス州で日本の県で一番狭い大阪府や香川県の半分以下となっている。

図表-3 マレーシアの州別人口・面積・人口密度等

	州	人口 千人	面 積 k m ²	人口密度 人/km ²	主な都市 ()内人口千人
マ レ シ ア	クアラルンプール連邦地区 (Kuala Lumpur)	1,250	238	5,252	首都クアラルンプール市
	ペルリス州 (Perlis)	197	795	248	カンガール市(64)
	ケダ州(Kedah)	2,624	9,426	278	コタ・セタール市 (323)
	ペナン州 (Pulau Penang)	1,076	1,031	1,044	プラウ・ペナン市 (518)、セベラン・ペライ市(547)
	ペラ州(Perak)	3,506	21,005	167	イポー特別市(383) タイピン市(183)
	セランゴール州 (Selangor)	2,474	7,956	311	クラン市(244)
	ヌグリ・スンビラン州 (Negeri Sembilan)	731	6,643	110	セレンバン市(183)
	マラッカ州 (Melaka)	446	1,650	270	マラッカ市(296)
	ジョホール州 (Johor)	3,574	18,986	188	ジョホールバル市 (328)
	パハン州(Pahang)	1,515	35,965	42	クアンタン市(199)
東マ レ シ ア	トレングガヌ州 (Terenggau)	889	12,955	69	クアラ・トレングガヌ市(228)
	ケランタン州 (Kelantan)	1,157	14,943	77	コタバル市 (220)
	小 計	19,439	131,593	148	
	ラブアン連邦地区 (Labuan)	57	96	594	ラブアン市
マ レ シ ア	サバ州(Sabah)	1,700	73,620	23	コタキナバル(208) サンダカン市(223) タワウ市(245)
	サラワク州 (Sarawak)	1,514	124,449	12	クチン・ウタラ特別市(86)、クチン・セラタン特別市(62)、ミリ市(122)
	小 計	3,271	198,165	17	
合 計		22,710	329,758	69	

注：人口は、1999年現在である。

人口は、ジョホール州の357万4,000人が一番多く、連邦直轄地区であるラブアン連邦地区は別として、ペルリス州が一番人口の少ない州となっている。

13州は、それぞれ成り立ちが異なっているが、大きく分けて次のように分類できる。

①イギリスの直轄植民地であったペナン、マラッカの2州

②19世紀後半にイギリスの保護国化が進められ、1896年にマレー連邦州（Federated Malay States）の構成州となったペラ、セランゴール、ヌグリ・スンビラン、パハンの4州

③20世紀になってからイギリスの保護国化が進められ、マレー連邦州には加盟しなかったケダ、ペルリス、ケラントン、トレングヌ、ジョホールの5州

④1963年にマレーシアが結成された時にそれに加わったサバ、サラワクの2州

このような歴史的経緯等の違いにより、州の行政機構や連邦との関係等について各州により異なっている部分が多い。特に、東マレーシアのサバ、サラワクの2州は連邦憲法において特別の扱いをされており、西マレーシアの他の11州に較べてその独自性が強くなっている。

州の元首は、前述のとおり、ペナン、マラッカの2州を除いた西マレーシアの9州は世襲の統治者であるが、東マレーシアの2州と西マレーシアのペナン、マラッカの2州の計4州については国王によって4年ごとに任命される州元首である。

すべての州は、州の立法議会（一院制）を持っており、この州議会で成立した法律が州法となる。議員は直接選挙により選ばれ、任期は5年である。

州の内閣に相当するのが、多くの州では行政参事会（Executive Council:ただし、サバ州は州内閣（State Cabinet）、サラワク州では最高協議会（Supreme Council））であるが、実際の行政は、州議会で多数の信任を得た者で、州元首から任命された州首相が行っている。

(3) 州政府と連邦政府

州政府の立法管轄事項は、連邦憲法によれば、連邦との共同管轄事項のほかに、土地、農業・林業、地方自治、イスラム、河川漁業、州の休日などがあるが、連邦政府の管轄事項に較べるとかなり限定されている。ただし、東マレーシアのサバ、サラワクの2州は、他の州よりも広くなっている。

州政府の行政において最も重要なものは土地制度と地方自治制度に関する事項といわれているが、土地については国家土地評議会、地方自治制度については国家地方自治評議会という連邦機関があり、その政策に従わなければならず、この点でも州政府の権限は連邦政府の制約を強く受けている。

(4) 州政府の地域行政

州政府の地域行政単位として、ケラントン州を除く西マレーシアの各州は、郡（Administrative District）に分けられ、さらにそれがムキム（Mukim）という行政単位に分けられている。ケラントン州はムキムの上に2段階あり、計3段階となって

いる。

東マレーシアのサバ州は、郡のみの1段階である。サラワク州は、Division、郡、Sub-divisionの3段階となっている。

郡には郡長がおかれ、ムキムにも連邦政府の職員が長をしている。連邦政府と地域との調整、登記などの行政事務、軽微な事件の審判などを担当している。

II マレーシアの地方制度

1 概 况

マレーシア憲法の規定によると、地方自治は州の専管事項である。州は、前述のとおり自治体ではなく、その上位に位置して独自の主権と憲法を持つ。ただし、連邦議会による制約は大きい。例えば、州の地方制度に関する権限は、連邦の国家地方自治評議会(National Council for Local Government)の政策に従わなければならぬことになっている。

国家地方自治評議会は、1960年の連邦憲法の改正により設けられたものである。この評議会は、住宅・地方自治大臣を議長とし、西マレーシアの各州政府首相（又は行政参事会議長）、地方自治に関する連邦政府の大員（10名以内）並びにオブザーバーとしてサバ・サラワク両州及び首都クアラルンプール市を構成メンバーとしている。この評議会は、地方自治体に関する最高の政策形成機関として位置付けられており、地方自治に関するいかなる法令の変更も最初にこの評議会で話し合われなければならないことになっている。

州の下におかれる自治単位は1976年以来、市（municipality）と町^{注)}（西マレーシアではdistrict、サバ州ではresidency、サラワク州ではdivision）の2種類に統一された。ただし、ペナン州のジョージタウン（プラウ・ペナン）や首都クアラルンプールなどの主要都市には、以前と同じく特別市（city）の呼称が許されている。

注：「地区」と訳している書物もあるが、自治体であるのでわが国の制度との関連もあり、「町」とした。

2 市と町

マレーシアでは、1976年の連邦地方自治法制定以来、自治体の合併が大幅に進行し、その結果、1994年現在で25市（うち首都1を含め特別市5）と118町（西マレーシア79、サバ18、サラワク21）合計143団体となっており、その州別の状況は、図表-4のとおりである。

1976年の連邦地方自治法は特に規模を指定せずに、州政府に自治体の合併や区域変更を行う権限を付与している。

西マレーシアにおいては、市に昇格するための要件としては、次のようなことが定められている。

- ・都市部の中心地であること。
- ・人口が10万人を上回っていること。
- ・500万リンギットを上回る歳入規模があること。
- ・行政の中心地としての業務を行っていること。

また、特別市に昇格するための要件は、次のようになっている。

- ・州の行政の中心であること。

- ・人口が10万人を上回っていること。
- ・2,000万リンギットを上回る歳入規模があり、財政自治権を有していること。
- ・商業又は工業の中心地であること。
- ・大学又は図書館が所在し、高等教育の中心地であること。
- ・長い歴史をもつ、あるいは文化やスポーツの中心地であること。

図表-4 州別の地方自治体数（1994年）

	州 等	首 都	特別市	市	町	計
西 マ レ ー シ ア	クアラルンプール連邦地区	1	-	-	1	
	ペルリス州	-	-	1	-	1
	ケダ州	-	-	1	10	11
	ペナン州	-	-	2	-	2
	ペラ州	-	1	1	13	15
	セランゴール州	-	-	4	8	12
	ヌグリ・スンビラン州	-	-	1	7	8
	マラッカ州	-	-	1	2	3
	ジョホール州	-	1	-	13	14
	パハン州	-	-	1	9	10
東 マ レ ー シ ア	トレングガヌ州	-	-	1	6	7
	ケランタン州	-	-	1	11	12
	小 計	-	2	14	79	96
	ラブアン連邦地区	-	-	1	-	1
	サバ州	-	-	3	18	21
	サラワク州	-	2	2	21	25
	小 計	-	2	6	39	47
	合 計	1	4	20	118	143

3 地方自治体の組織等

マレーシアの地方自治体は、地方自治法上の表現である「～Council」という名称のとおり、第一義的には議会が地方自治体という位置付けになっている。^{注)}

注：地方議会が地方自治体であるのは、英國などでみられ、マレーシアにその制度があることは、英國の影響によるものと思われる。

西マレーシアにおいて適用されている地方自治法の規定によれば、議会は、州政府により任命された首長が議長となり、同じく州政府により任命された8名以上24名以内の議員とによって構成されている。なお、地方自治法上特別市の首長はMayer、市及び町の首長はPresidentと表現されている。

議員は、その地域の住民のうち、地方行政について幅広い経験を持つ者、専門的知識を持った者、商工業に功績のある者、又は住民の利益を代表する者の中から選ぶこととされている。

首長（議長）は、一般的には州政府から派遣された職員又は政治家が任命されることが多いが、一部の州では住民によって選出された者を任命しているということである。

マレーシアの地方自治体の全職員数は、49,850名（1990年）であり、1団体当たりにすると平均354名である。連邦政府一般職員（警察、軍隊、公団、公社、公企業等の職員を除く。）、州政府一般職員（公社、公企業等の職員を除く。）及び地方自治体職員の合計した職員数は、564,879名であり、その内訳は、連邦政府一般職員425,580名（75.3%）、州政府一般職員89,449名（15.8%）、地方自治体の職員49,850名（8.8%）となっている（1990年）。職員数においても地方自治体の比重が低いことがうかがわれる。

4 州の区域と自治体の区域

マレーシアにおいては、日本のように国土のすべてを地方自治体がカバーしているわけではない。また、人的範囲についても、すべての国民が地方自治体の住民となっているわけではない。多くの州にいずれの地方自治体にも属さない土地や住民が存在する。

少し古く1994年の資料であるが、その状況を示すと図表-5のとおりである。

マレーシア全体では、面積の66.7%、人口の77.7%が地方自治体のカバーする範囲となっている。西マレーシアだけで見ると、人口では73.3%を占めているものの、面積では16.4%をカバーしているにすぎない。

西マレーシアの地方自治体は、人口の密集した都市部における衛生・清掃サービス等を行う組織として発生・発展してきたことが深く関係しており、人のほとんど住んでいないジャングルはそれらサービスの対象にはなっていなかったためである。

早くから開発の進んだ、北部のケダ州とイギリスの直轄植民地であったペナン州・マラッカ州はその全域が地方自治体によってカバーされている。東マレーシアのサバ・サラワクの両州も全域が地方自治体によって覆われている。

図表-5 州別の地方自治体の面的・人的範囲

州 等	全体面積 km ² A	地方自治 体の面積 km ² B	比 率 B/A	全体人口 千人 C	地方自治 体の人口 千人 D	比 率 C/D
クアラルンプール連邦地区	238	238	100.0	1,147	1,147	100.0
ペルリス州	795	82	10.3	184	64	34.8
ケダ州	9,426	9,426	100.0	1,305	1,305	100.0
ペナン州	1,031	1,031	100.0	1,065	1,065	100.0
ペラ州	21,005	1,613	7.7	1,880	1,335	71.0
セランゴール州	7,956	386	4.9	2,289	1,306	57.1
ヌグリ・スンビラン州	6,643	952	14.3	691	477	69.0
マラッカ州	1,650	1,650	100.0	505	505	100.0
ジョホール州	18,986	1,759	9.3	2,074	1,330	64.1
パハン州	35,965	1,211	3.4	1,037	524	50.5
トレングガヌ州	12,955	725	5.6	771	482	62.5
ケランタン州	14,943	2,565	17.2	1,182	830	70.2
西マレーシア計	131,593	21,638	16.4	14,130	10,370	73.3
ラブアン連邦地区	96	96	100.0	52	52	100.0
サバ州	73,620	73,620	100.0	1,737	1,681	96.8
サラワク州	124,449	124,449	100.0	1,648	1,541	93.5
東マレーシア計	198,165	198,165	100.0	3,437	3,274	95.2
合 計	329,758	219,803	66.7	17,567	13,644	77.7

注：連邦地区の人口は、1994年の連邦地区の人口1,199,382人を1999年の西マレーシア（クアラルンプール市）の人口1,250千人と東マレーシア（ラブアン市）の人口57千人の比率により按分し算出した。

III マレーシアの消防体制

1 沿革

マレーシアの消防は、1883年にセランゴール州に、H.F.Bellamy氏が15人からなる義勇消防をしたことに始まるといわれている。1895年に消防は、マレーシア全域で市議会 (Municipality Council) 又は町委員会 (Rural Board) の所管とされたが、はじめに消防署がおかれたのは、クアラルンプール、マラッカ、ペナン等の主要都市のみであり、それらの消防署は独立して活動していた。1948年（昭和23年）に、消防は大部分は地方議会の管轄となったが、部分的には州政府の管轄となった。また、港湾、空港、陸軍などにはそれぞれの消防隊がおかれていた。

1952年（昭和27年）に連邦政府科学技術研究・地方行政省 (Ministry of Technology Research and Local Government) に、消防業務について州政府と地方議会に助言を行うために消防監督官 (the Chief Inspector of Fire Services) が設置され、また増大する火災に対処するための要員を訓練するために中央消防訓練学校 (the Central Fire Training School) が設置された。さらに、各州都等の主要都市に消防署が設置されるようになった。

その後、旧マラヤ連邦が独立し（1957年（昭和32年））、各主要都市が急速に発展し、市や自治体が形成され、原則として、各州政府が消防の事務を担当し、例外として特別市等がその区域内の消防業務を担当することになり、民間航空関係の消防は連邦政府の直轄となった。

しかしながら、消防監督官も消防について直接の権限を持っていなかったので、消防の水準を改善することはほとんどできなかった。

マレーシアでは、以上のように、従来消防の業務は各州や地方議会が個別に実施していたため、首都クアラルンプール等を除き、地方の消防体制は貧弱であり、十分な機能を果たしていなかった。

このような状況から、1976年（昭和51年）初めに憲法が改正され、マレー半島各州の消防本部が一元化され、1979年には都市消防も併合し、さらに1981年（昭和56年）6月に東マレーシアのサバ、サラワク両州消防隊も連邦消防に併合された。

このように連邦消防体制に移行し、消防組織は連邦政府に一元化され、消防職員はすべて国家公務員となり、人員配置や教育訓練も統一的に実施されることとなって、消防行政は大幅に強化された。

1988年（平成元年）に消防法 (Fire Service Act, 1988) が制定され（施行は1989年）、火災における人命・財産保護に必要な権限が消防当局に付与された。

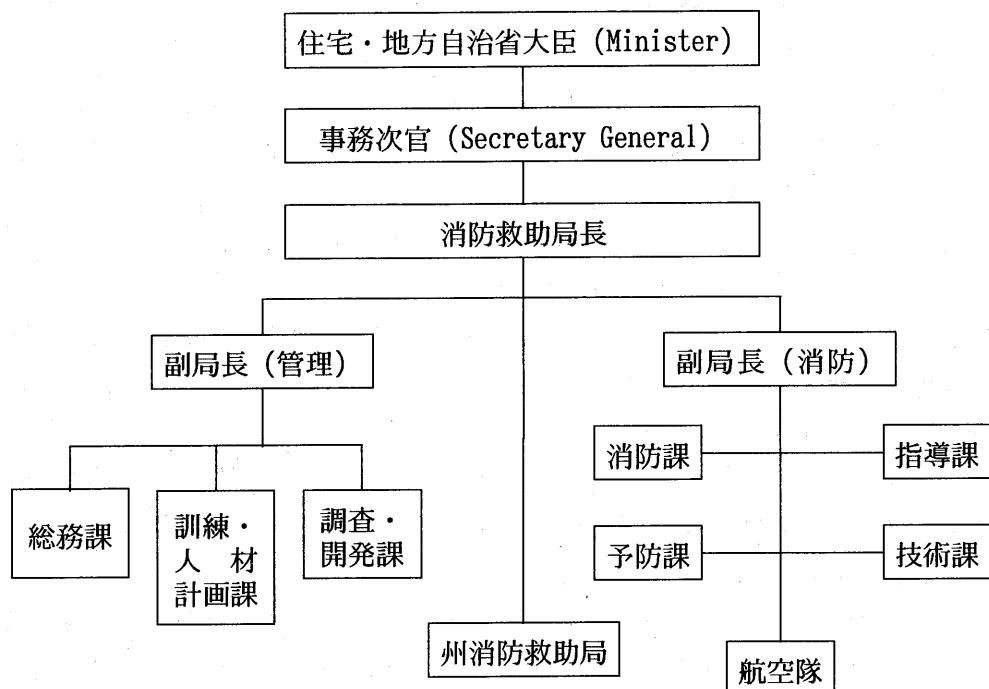
2 消防体制の現況

(1) 中央組織

現在マレーシアにおいて、消防行政を担当している連邦の機関は、住宅・地方自治

省 (Ministry of Housing and Local Government) の消防救助局 (Fire and Rescue Department) である。

図表－6 マレーシア消防救助局の機構図



住宅地方行政省には、消防救助局のほかに道路・下水局、都市計画局、地方自治局、国家住宅局などがあり、地方行政に関する企画立案、地方開発計画の策定とその実施、道路・下水行政、住宅政策及び消防行政を所管している。

消防を所管している局の名称が消防救助局となったのは、1997年（平成9年）からであり、それ以前は消防局（Fire Service Department）であった。

消防救助局の機構は、図表－6のとおりである。

消防救助局のトップは、消防救助局長（Director-General of Fire and Rescue）であり、その下に副局長（Deputy Director-General of Fire and Rescue：2名おり管理と消防を分担）、局長補佐（Assistant Director-General of Fire and Rescue: 課長）などの幹部を始めその他の上級消防職員（Senior Fire Officers）及び消防職員（Fire Officers）等がいる。

住宅地方行政省消防救助局のほかに、6つの港湾についてはそれぞれの消防隊があり、港湾局（Port Authority）の管轄となっている。また、陸軍は駐屯地域内の財産を守るためにそれ自身の消防隊を持っている。さらに民間航空局（Civil Aviation Department）は空港消防業務を運用している。これらの機関は相互応援協定を結んでいる。

消防職員の本庁、州別等の配置状況は、図表－7のとおりである（2000年）。

なお、消防職員の定員は、8,730名（うち制服職員8,309名、文官421名）に対し現員は8,287名（うち制服職員7,864名、文官423名）となっている（2000年）が、最新の情報では、消防職員数は約10,000名となっている（2002年）。増加した具体的な内容は明らかではないが、ヘリコプターによる空輸特別隊（Airborne Special Unit）の設置、森林火災消防特別隊（Forest Fire Fighting Special Unit：約1,300名）の設置などによるものと思われる。

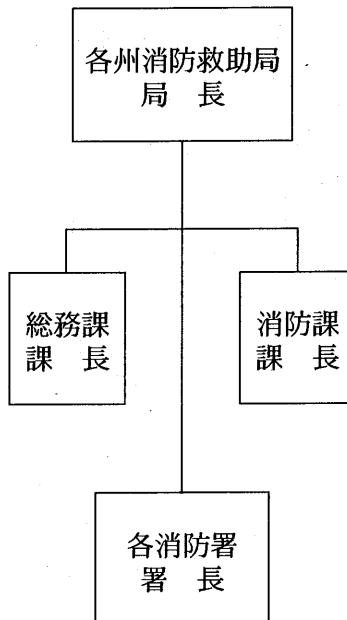
図表－7 本庁・州別消防職員の配置状況

所 属	実 員			定員
	制服職員	文官	計	
本庁	50	76	126	127
(管理部) 総務課	3	55	58	
訓練・人材計画課	9	3	12	
調査・開発課	8	7	15	
(消防部) 予防・安全課	10	5	15	
指導課	11	4	15	
消防課	9	2	11	
消防訓練センター等	131	22	153	108
各州消防救助局	7,666	315	7,981	8,474
クアラルンプール連邦地区	508	21	529	667
ペルリス州	110	9	119	119
ケダ州	503	20	523	523
ペナン州	536	23	559	559
ペラ州	888	23	911	934
セランゴール州	951	24	975	1,089
ヌグリ・スンビラン州	437	21	458	458
マラッカ州	296	16	312	312
ジョホール州	838	28	866	791
パハン州	637	22	659	687
トレングガヌ州	439	21	460	488
ケランタン州	387	18	405	405
西マレーシ亞小計	6,530	246	6,776	7,032
ラブアン連邦地区	51	10	61	60
サラワク州	702	30	732	772
サバ州	383	29	412	508
東マレーシ亞小計	1,136	69	1,205	1,340
その他（修理工場要員を含む）	17	10	27	133
計	7,864	423	8,287	8,730

(2) 地方組織

地方の消防組織としては、全国15州（連邦政府直轄の2市を含む）に州消防救助局を置き、その下に消防署を置いている。標準的な州の消防体制は、図表－8のとおりである。

図表－8 州の消防体制



州別の消防署の概況は、図表－9のとおりである（2000年）。最も多いペラク州で25署、最も少ないラブアン連邦直轄地区で1署、州平均では13署、合計では193署となっている。（最新の情報では、2002年現在約250署と増加しているようであるが、その配置状況等は不明であるので、以下は2000年の資料による。）

1署当たり平均の消防職員数は、最少のサバ州（29.4人）から最多のラブアン連邦地区（61.0人）まであるが、40人～55人程度のところが多くなっている。

1署当たり平均の人口は、最少がラブアン連邦地区（57.0千人）、最多がケダ州（218.7千人）となっており、平均は117.7人で80千人から120千人のところが大部分となっている。

図表-9 州別消防署の概況

州 等	人口 千人 A	面積 km ² B	消防署数 C	消防署員数 D	消防車(水槽 付を含む) E	はしご車・ 高所作業車 F	化学消防車 G	1署当り		
								人口 千人 A/C	面積 km ² B/C	消防職員数 D/C
クアラルンプール連邦地区	1,250	238	13	529	14	2	1	96.2	18	40.7
ペルリス州	197	795	2	119	3	-	-	98.5	398	59.5
ケダ州	2,624	9,426	12	523	15	2	-	218.7	786	43.6
ペナン州	1,076	1,031	10	559	19	4	2	107.6	103	55.9
ペラ州	3,506	21,005	25	911	40	1	-	149.2	840	36.4
セランゴール州	2,474	7,956	24	975	24	2	1	103.1	332	40.6
ヌグリ・スンビラン州	731	6,643	11	458	15	2	-	66.5	604	41.6
マラッカ州	446	1,650	6	312	10	2	-	74.3	275	52.0
ジョホール州	3,574	18,986	18	866	35	4	1	198.6	1,055	48.1
パハン州	1,515	35,965	17	659	22	3	-	89.1	2,116	38.8
トレングガヌ州	889	12,955	11	460	17	2	1	80.8	1,178	41.8
ケランタン州	1,157	14,943	11	405	17	2	-	105.2	1,358	36.8
西マレーシ亞小計	19,439	131,593	160	6,775	231	26	6	121.5	823	42.3
ラブアン連邦地区	57	96	1	61	3	-	-	57.0	96	61.0
サバ州	1,700	73,620	14	412	46	3	-	121.4	5,259	29.4
サラワク州	1,514	124,449	18	732	39	2	-	84.1	6,914	40.7
東マレーシ亞小計	3,271	198,165	33	1,205	88	5	-	99.1	6,005	36.5
計	22,710	329,758	193	8,287	319	31	6	117.7	1,709	42.9
										1.64

IV 消防職員

1 消防職員の種類と人員

マレーシアの消防関係職員としては、連邦政府の消防職員のほか自衛消防隊員及び義勇消防隊員がいる。

連邦政府の消防職員の現員は、年々増強されており2000年現在8,540名である（1995年6,172名、1999年8,237名）。なお、定数は、8,730名（うち制服職員8,309名、文官421名）である。（最新の情報では、消防職員は約10,000人（2002年）となっているが、その内訳等不明であるので、以下2000年の資料による。）

常勤の消防職員の職務内容別人員は、概ね警防活動4,000名、予防活動150名、救助活動3,500名、その他350名となっている。（最新の情報ではヘリコプターによる空輸特別隊、森林火災消防特別隊、高層消防救助特別チーム等が新設されている。）

常勤の消防職員の本庁、各州等への配置状況は、図表-7のとおりである。

自衛消防隊は、後述するように838隊で、隊員数は21,714名となっている。

義勇消防隊員は、227隊で、隊員数は、13,191名である。

2 採用

消防職員の採用は、原則として消防士は小学校卒から、下士官候補は中学校卒から、中級幹部候補は高校卒から、そして上級幹部候補は大学卒から採用が行われている。

また、免許等の必要な職種については、免許所持者から採用が行われている。

採用後は、内部の試験等により昇進する。

3 階級制度と職務

消防職員の階級は、次表のとおり14の階級が定められており、各階級それぞれに対応する職務及び人員を表示すると図表-10のとおりである。

4 勤務体制等

(1) 労働基本権

消防職員の労働基本権については、不詳である。

(2) 公務災害補償

消防職員の公務災害発生状況及び公務災害補償については不詳である（義勇消防職員については後述のとおり行われていない。）。

(3) 勤務体制

勤務体制（交替制）は、都心部では3交替制（12時間勤務24時間非勤）とし、地方では2交替制（24時間勤務24時間非勤）となっている。

図表-10 階級と対応する職務及び人員

階 級	対 応 す る 職 務	人 員
1 消防総監 Commissioner of Fire and Rescue	消防救助局長 Director General of Fire and Rescue	1
2 消防副総監 Deputy Commissioner of Fire and Rescue	消防救助局副局長 Deputy Director General of Fire and Rescue	2
3 消防司監 Senior Assistant Commissioner of Fire and Rescue	州消防救助局長（カテゴリーA） 連邦消防救助局課長 (消防、調査・開発)	9
4 消防正監 Assistant Commissioner of Fire and Rescue	州消防救助局長（カテゴリーB） 連邦消防救助局課長 (訓練・人材計画、指導、予防) 州消防救助局次長（カテゴリーA）	10
5 上席消防監 Senior Superintendent of Fire and Rescue	州消防救助局長（カテゴリーC） 州消防救助局次長（カテゴリーB） 連邦消防救助局係長	20
6 消防監 Superintendent of Fire and Rescue	連邦消防救助局係長 州消防救助局課長 消防署長	80
7 上席消防監補佐 Senior Assistant Superintendent of Fire and Rescue	方面消防隊長 州消防救助局係長 消防署長	15
8 消防監補佐 Assistant Superintendent of Fire and Rescue	方面消防隊長 消防署長 副消防署長 小隊長 班長	158

階 級	対 応 す る 職 務	人員
9 消防救助司令長 Principal Fire and Rescue Officer	消防署長 小隊長 班長	12
10 消防救助司令 Senior Fire and Rescue Officer	副消防署長 副小隊長 副班長	116
11 消防救助司令補 Fire and Rescue Officer	副班長 上席班員	381
12 消防士長 Principal Fireman	上席班員 特殊車両運転士	941
13 副消防士長 Senior Fireman	運転士 ポンプ操作員	1,151
14 消防士 Fireman	消防隊員	5,345

注1：階級の日本語名は、わが国の階級制度とも比較しながら、わかりやすいように仮に付けたものである。

2：消防救助局及び州消防救助局のdivisionは、「部」としている報告書等も多いが、人員の状況や我が国の対応する組織の実情等から「課」とした。

5 自衛消防隊員

1988年の消防法第62条第1項(c)において、「(住宅・地方自治)大臣は、民間組織、教育施設、及び非政府系組織における消防隊の組織について規則を作る。」こととされている。これに基づき、自衛消防隊が組織化され、主として自己の施設内の消防業務に従事している。

自衛消防隊の隊長に対しては、消防救助センターにおいて1週間程度の教育訓練を行っている。自衛消防隊の組織及び人員は、消防隊数838隊、隊員数21,714名となっている。

6 義勇消防隊員

1988年の消防法第62条第1項(ca)において、「(住宅・地方自治)大臣は、ボランティア消防隊の組織化について規則を作る。」こととされている。

ボランティア消防隊は、各コミュニティ（町内会的な地域組織）ごとに組織され、自ら管理運営している。

活動資金は、自己負担によるほか、地域住民の拠出、一般からの寄付等によっている。

一部では可搬ポンプやボートを保有している。

出動時の報酬、災害時の補償制度などはない。

制服の支給、階級、報酬に関する規定があるが、実施されていない。

隊員は、最寄りの消防署で次のような基礎訓練を受けている。

- ・可搬ポンプの操作方法
- ・応急救護方法（赤新月社（赤十字に相当）から講師派遣）
- ・被災者の避難・救助方法 ほか

ボランティア消防隊の役割は、概ね次のとおりである。

- ・火災現場における初期消火活動
- ・火災現場における群衆の整理
- ・消防隊への応援
- ・現場付近の情報収集等
- ・活動対象地域において、防火方法等につき一般住民への助言
- ・公設消防と他の機関との調整

ボランティア消防の歴史は浅く、活動実績はいまだ少ない状況である。

ボランティア消防隊の組織・人員は、消防隊数227隊、隊員数13,191名、消防車数170台となっている。

V 消防の担当業務と権限

1 消防の担当業務

消防救助局の業務については、1988年消防法（Fire Service Act 1988）第5条に規定されている。同条の規定によれば、次のように定められている。

(1) 消防救助局の義務は、次の事項を含む。

(a) 合法的手段を用いて、

- (1) 火災を鎮火し、消火活動し、予防し、及び制御すること。
- (2) 火災時の人命及び財産を保護すること。
- (3) 火災時の避難設備に関する準備、保守及び適切な規制を確保すること。
- (4) いかなる構造の建物であれ火災時の適切な非常口を確保すること。

(b) 火災の原因、火元及び状況を調査すること。

(c) いかなる災害においても、生命・財産の保護を含む人道的援助を遂行すること。

(2) 消防救助局は、第1項の規定による義務に加えて、法律により課され又は大臣が遂行するように指示した義務を遂行する。

この消防法の規定により消防の主な業務としては、人命救助、火災予防、救助業務、消火活動（航空機、地上、海上での火災を含む）、環境（油流出・煙対策）、人道的活動等を行っている。

救急業務については、国立病院等が24時間体制で行っており、また、民間の有料救急サービスもある。

消防機関としては、救急業務は、任務とされていないが、現実には、火災その他の災害における被災者の救護において、救急活動を行う必要が生じることから、次のような対策を講じている。

クアラルンプール連邦地区消防救助局の例では、応急処置を行うことのできる資格者（消防職員ではなく、赤新月社（赤十字社に相当）関係者等で資格のある者）が消防署に出向して交替勤務しており、オートバイを使って現場に急行し、必要な応急処置を行うという体制を取っている。

2 消防の権限

マレーシアの消防法は、同法を執行することは、消防救助局長の義務としているが（同法第37条）、消防の職務遂行のため、消防救助局長及び職員に必要な権限を与えていている。

消防救助局長の権限のうち消防法で定めるものは、消防救助局長の監督と命令に従い州消防救助局長等により執行されることができる（同法第7条第1項）。また、消防救助局長は、書面により、消防職員に権限の執行を委任することができる（同条第2項）。

消防職員は、立入り検査等を行う時には、身分証明書及び権限の委任状を示す必要

がある（同法第38条第3項）。

消防法に基づく主な権限を列挙すれば次のとおりである。

(1)火災発生の危険性の排除通知等（消防法第8条）

消防救助局長は、火災発生の危険性のある物件等についてその占有者等に通知をして、火災発生の危険性の排除について必要な措置を取るように命ずることができる。

(2)閉鎖命令（同法第13条）

消防救助局長は、(1)の火災発生の危険性の排除通知を行い、必要な措置を取るよう要求しても応じず、火災発生の見込み、火災が発生した場合の生命・財産の危険性が高いと判断したときは、裁判所に対し告訴により閉鎖命令を申請することができる。

(3)火災時等における消防職員の権限（同法第18条）

火災時において、消防職員は、次のようなことができる（第1項）。

- (a)生命又は財産を保護するために必要又は適宜と思われる手段を講じること
- (b)消防活動に障害となる者を移動させること
- (c)鎮火させるため、又は火災から物件、場所、又は物を保護し、人又は物を救出するために、物件、場所、又は物に入り、取り壊したりすること
- (d)火災現場に近い道路を閉鎖し、交通又は群衆を規制すること
- (e)都合のよい水道の供給を受けること

これらの権限は、火災が破壊し又は起こると合理的に信じられる必要な限度において、行使することができる（第2項）ものとされている。

火災以外の緊急時において、消防職員が、生命又は財産が差し迫った危険にあると判断した時は、火災時と同様の権限を行使できる（同法第19条）。

(4)消防職員等の免責（同法第20条）

消防職員及び補助消防職員が、火災又は災害の際に、消防法に基づく権限を善意に行使して、職務に関して作為又は不作為の行為による損害に対しては責任を問われないとされている。

(5)消防認証制度に基づく権限（同法第5部第27条～第31条）

消防法に基づく規則により定められた物件（指定物件）は、その使用、規模、配置等について、消防救助局長の消防認証を受けることとされており、そのための権限が定められている。

(6)立ち入り権（同法第38条）

権限のある消防職員は、必要があると思われる時は、必要と思われる物件等に立ち入ることができる。

(7)令状なしで逮捕の権限（同法第40条）

権限のある消防職員は、次の各号に該当する場合は、令状なしに逮捕することができる（同法第1項）。

- ①第47条の規定に基づく違反（火災により損壊された物件等を消防救助局長が調

査のため保管しているものの不正な侵害)を犯したことが判明した時

- ②名前、住所を名乗ることを拒み、又は虚偽の名前、住所を名乗り、又は海外へ逃亡しそうであると信ずる合理的な事由があり、この法律の違反を犯したと思われる時

この規定により、逮捕する場合は、刑事手続法の規定上、当該消防職員は、警察官と見なされる(同条第2項)。

(8)調査の権限(同法第41条)

①違反の調査

権限のある消防職員は、消防法に基づいて違反を調査することができる。

証人の出席を求める権限(同法第42条)、証人の尋問(同法第43条)等についても規定されている。

②火災原因の調査(同法第45条)

主務大臣は、火災の原因及び状況について調査する職員を任命し、火災原因、状況等について調査させることができる。

火災により損壊された物件などを調査のため一時保管することができる(同法第46条)。

(9)規則制定権(同法第62条)

主務大臣は、消防法第62条に基づいて、同条各号に掲げられた事項について規則を制定することができることになっている。この規則は、消防救助局内部の事項について制定する事項もあるが、外部に対して消防法で定める事項をより具体化した事項も多く含まれている。さらに、この規則の違反に対しては、1,000リッギットを超えない罰金、又は6月を超えない禁固又はその量補を併科することができるこことになっている。

その主なものは、次のとおりである。

- (a)消防用具又は消防安全設備の製造、販売、試験等を規制すること
- (b)消防用具又は消防安全設備の型式、位置及び試験について規定すること
- (c)民間組織、教育機関及びボランタリ機関に消防隊を設置すること
- (d)義勇消防隊の設立について規定すること
- (e)森林、灌木等の植生の焼却の禁止、制限等をすること
- (f)可燃性物質の燃焼を禁止、制限等をすること
- (g)可燃性物質の運搬、使用、取扱、貯蔵を規制すること

VI 消防関係の基準・認証

1 マレーシア規格

マレーシア規格 (Malaysian Standards) は、主に化学・薬品、食品・農薬、建設・土木建築、電気、消費者製品・機械の分野について、マレーシア規格・工業研究所(Standards and Industrial Research Institute of Malaysia:SIRIM)が作成したものであり、英国規格 (British Standards)、米国材料試験協会 (ASTM:American Society for Testing and Materials)、日本工業規格 (JIS)等を参考としている。

2 防火・防爆に関する法令・規則

(1) 1974年道路、排水及び建築法

1974年道路、排水及び建築法(Street, Drainage and Building Act, 1974 : 1984年改正)は、道路、排水、建築等についてガイドラインを定めた法律であり、西マレーシア全体に適用される連邦法である。建築については、建築許可の取得義務等を定めているが、詳細はこの法律に基づいて制定された「1984年統一建築令」で定めている。

(2) 1984年統一建築令

1984年統一建築令 (Uniform Building By-laws, 1984)は、上記の1974年道路、排水及び建築法に基づいて制定された西マレーシア全体に適用される連邦政府の政令であり、日本の建築基準法、消防法及びこれらの付属法令に該当する規定が定められている。

この政令制定の主な目的は、①合理的な経費で住民の安全衛生、快適な環境を保障する建築設計ができるような基礎的な統一基準を制定し、②建築申請や認証等の手続きを全国的に統一することである。

1984年統一建築令は、9章で構成されているが、建築許可申請 (第2章)、構造基準 (第6章)、防火基準 (第7章)、火災警報装置、火災感知器、消火器等 (第8章)について規定されている。

1984年統一建築令は、建築物の構造、設備等について建築、消防に関する実務上のガイドラインを定めたものであるが、防火・防爆のために必要な設備は、建築物の用途別・規模別に規定しており、具体的な技術基準は英國規格 (BS)、オーストラリア規格等に準拠している。なお、英國規格 (BS) に準拠している事項で、後に同一分野を規定するマレーシア規格 (MS) が発効した場合は、マレーシア規格が英國規格に優越する旨規定されている。

(3) 1988年消防法

1988年消防法 (Fire Services Act, 1988) は、消防当局の権限、消防認証等につい

て定めた法律であるが、消防当局は、消防認証発行時及び査察時に適切な防火・防爆措置がなされているか確認することとされている。

(4) 工場及び機械類法

1967年工場及び機械類法 (Factories and Machinery Act, 1967 : 1991年改正) は、イギリスの工場法にならったもので、工場労働者の安全衛生の見地から、作業場における適切な避難設備の設置、維持管理及び適切な消火手段を講じる旨を規定している。詳細は、同法に基づく工場及び機械類（安全衛生及び福利厚生）規則 (Factories and Machinery (Safety, Health and Welfare) Regulations 1970) にガイドライン的規定が定められている。

VII 消防財政

マレーシア連邦消防救助局の1999年度の予算は、管理費が14億4,248 リンギット (Ringgit:略字RM、約433億円:当時の為替レートによる。)、開発経費が、15億374 リンギット (約451億円)、合計29億4,622万リンギット (約884億円) となっている。

連邦消防救助局(1997年以前は消防局)の年間予算の推移をみると、図表-11のとおりである。

管理費の大部分は、消防職員の人事費が占めていると思われるが、その内訳は不詳である。

図表-11 連邦消防救助局の予算の推移 (1994年~1999年)

(単位:万リギット)

年度	管 理 費	開 発 経 費	計
1994	108,659(325億97百万円)	88,327(264億98百万円)	196,986(590億95百万円)
1995	110,345(331億03百万円)	97,379(292億13百万円)	207,724(623億17百万円)
1996	121,928(365億78百万円)	52,284(156億85百万円)	174,212(522億63百万円)
1997	132,677(398億03百万円)	32,781(98億34百万円)	165,458(496億37百万円)
1998	138,262(414億78百万円)	141,554(424億66百万円)	279,816(839億44百万円)
1999	144,248(432億74百万円)	150,374(451億12百万円)	294,622(883億86百万円)

注:()内は、円換算額。1 リンギット=30円で計算、百万円未満は切捨て、したがって、「管理費」と「開発経費」の合計が「計」に合致しないところがある。

VIII 教育・訓練

1 概況

マレーシアには消防関係の教育・訓練の施設として消防救助アカデミーと地方訓練センターがある。

2 消防救助アカデミー

消防救助アカデミー (Fire and Rescue Academy:FRA) は、西マレーシアのクアラ・クブ・バールにクアラ・クブ・バール消防救助アカデミー (FRA KKB) があるほか、西マレーシア東海岸のトレングヌ州のワカフ・タバイに分校を建設中であったが、最近完成した。

消防救助アカデミーの沿革としては、英國統治下の1952年（昭和27年）に中央消防訓練学校 (Central Fire Training School) が設立された。同校は、当初英國人により運営されていた。当時は、まだ消防体制が現在のように確立される前であったが、火災の増加に伴う消防職員の増員の必要性のため、州、特別市等の消防署で一応の訓練を受けた者を入校させていた。

1957年（昭和32年）にマレーシアの独立後、徐々にマレーシア人により運営されるようになった。

1972年にはスタッフ以下22名、最大収容能力120名で火災予防コース、消防職員を対象とした一般消防職員コース、消防自動車・ポンプ機関員コース、消防士長・準士官・教官・消防署幹部等を対象とした幹部の各コースなどが設けられたほか、陸軍消防隊を対象としたコース、政府機関・民間企業などを対象とした火災予防コースなどが設けられるようになった。

従来バラバラであった消防体制の連邦消防への一元化に伴い、それぞれ違った教育訓練を受けていた消防職員に対し、同一内容・水準による教育・訓練を行うことにも多くの力が注がれてきた。

さらに、消防法の制定に伴い必要となった法令上の知識の普及・統一の面でも、研修の必要性とその役割はおおきいものがあった。

消防救助アカデミーは、基礎課程及び上級課程を行っていたが、後述の4つの地方訓練センターが完全に運用されるにしたがって、消防救助アカデミーは、幹部教養及び上級訓練課程を中心に行うようになってきている。

消防救助アカデミーの職員数は、現在87名であり、その組織は、センター長の下に教務部長と訓練管理部長があり、教務部には警防科長、予防科長、管理法規科長及び呼吸器科長が、訓練管理部には記録資料室長、兵站訓練支援室長及び庶務室長がいる。

3 地方訓練センター

消防の訓練機関として、地方訓練センター (Regional Training Center:RTC) が設置されている。

地方訓練センターは、東西マレーシアに各 2 か所計 4 か所あり、その名称、所在地及び職員数は、次のとおりである。

シャー・アラム消防訓練センター (Shah Alam RTC : 西マレーシア・セランゴール州) 21名

イポー消防訓練センター (Ipoh RTC : 西マレーシア・ペラ州) 21名

クチン消防訓練センター (Kuching RTC : 東マレーシア・サラワク州) 12名

コタ・キナバル消防訓練センター (Kota Kinabalu RTC : 東マレーシア・サバ州) 12名

消防救助アカデミーが、幹部教養及び上級訓練課程を中心に教育・訓練を行うのに対し、地方訓練センターでは初級、中級の教育・訓練を行っている。

訓練機関では、政府の消防職員のほか地方自治体の職員、公共的団体の職員、民間の職員等を教育・訓練しているが、いずれも有料となっている。

4 海外研修

マレーシアの消防関係者は、国内における各種研修のほか、日本の国際協力事業団 (JICA) による研修その他の海外における消防関係の研修にも積極的に参加している。

IX 救急・救助

1 概況

マレーシアにおいては、救助は、消防が行っているが、救急については、火災、交通事故等における緊急搬送は行っているが、一般の病気等の患者輸送は保健省の所管であって、赤新月社（赤十字に相当）や病院が行っている。

救助については後述するように特別マレーシア救助チーム(Special Malaysia Rescue Team: SMART)が組織されている。

2 救急

救急は、保健省の管轄であり、急病人の搬送は赤新月社と病院が実施している。火災、交通事故の負傷者の搬送は、消防も担当している。急病などの応急搬送は、999番の電話で公共の救急車を呼ぶことができる。主要都市には、国立の一般病院(General Hospital)があり、地方には国立地区病院(District Hospital)がある。また、民間の救急サービス(Private Ambulance Service)等の有料救急サービスもある。

なお、クアラルンプール連邦地区消防救助局の消防署では、応急処置を行うことができる資格者（消防職員ではなく、赤新月社関係者等で資格のある者）が消防署に出向して交替勤務しており、オートバイを使って現場に急行し、必要な応急処置を行う体制を取っている。

2000年における救急の状況は、図表-12のとおりである。

図表-12 救急の出動件数及び搬送人員(2000年)

	出動件数	搬送人員
急 病	758	790
交通事故	2,291	3,133
災 害	219	280
そ の 他	61	73
合計	3,329	4,276

3 救助

前述の消防の担当業務(20頁)で述べたように消防は、火災時の人命保護のほか、いかなる災害においても人命の保護を含む人道的援助がその職務とされている。

住宅・地方自治省の消防局も1997年に消防救助局と名称変更されている。

2000年における救助の状況は、図表-13のとおりである。

図表-13 救助の出動件数及び搬送人員（2000年）

	出動件数	搬送人員
火 災	2,737	3,202
交通事故	2,291	3,133
災 害	219	280
そ の 他	61	73
合計	5,308	6,688

なお、図表-13の「交通事故」、「災害」及び「その他」の欄は、図表-12のそれぞれ該当する欄と同じ数字となっているので、全く重複しているものと思われる。

4 特別マレーシア救助チーム（SMART）

特別マレーシア救助チーム(Special Malaysia Rescue Team: SMART)が組織された。

特別マレーシア救助チームは、マレーシア連邦陸軍、マレーシア連邦警察及び消防救助局の職員により構成されている。

特別マレーシア救助チームが設置されることになったのは、1993年12月11日にクアラルンプールで発生し、52人の犠牲者を出したハイランド・タワー（Highland Tower）倒壊事故である。この事故は、12階建ての70年代初期に建築されたコンドミニアム方式のビル（マンション）が、その基礎工事の欠陥により倒壊が起こったものである。

この事故は、国家安全委員会によって重大災害と宣言され、内国安全警察局長が事故対策の指揮者に任命され、関係各機関が出動し、救助作業が行われた。また、日本、フランス及びシンガポールなど国外からも救助隊が到着し、救助に参加した。

この事故事例から、このような災害に対処するための機械器具の欠如、各参加チームの連携・協力関係の不明確さなどの事実が明確となり、多くの教訓を学んだ。

この事故事例を契機にして、マレーシア政府は、首相府国家安全部（National Security Division, Prime Minister Office）に特別マレーシア救助チーム(Special Malaysia Rescue Team: SMART)の組織の新設を含む新しい対策がとられることになった。

SMART は総員85名で、消防救助局25名（士官3名、その他22名）、マレーシア陸軍36名（士官2名、その他34名）及び警察24名（士官3名、その他21名）から人員を派遣して結成されている。SMART が正式に発足したのは、1995年8月1日である。

同時にマレーシア首相は、「管理及び災害救済機構」(Management and Disaster Relief Mechanism)を作り、これによってマレーシア内の大災害における協力手続きが円滑に行えるようになった。

X 消防車両等の保有状況

1 概況

マレーシアの消防車両等は、消防体制の整備に伴い、年々増強されてきているが、逐年的に取りまとめた資料が入手できず、また消防車両の分類も資料などにより統一されていないところもある。また、消防車両の中には、故障や老朽化のため修理中のものが含まれていたりしている。故障や老朽化のため現在使用されていない消防車両が多いことは、他の東南アジア諸国でもみられることであるが、このため中央及び地方に消防車両の修理工場が設置されている。

消防車両のほかに、臨海部などに消防艇が配置されているが、さらに高層建物の火災や森林火災のため消防ヘリコプターの導入も行われている。

2 消防車両等の保有状況

現有の消防車両は、多目的消防救助車350台（うち現用281台）をはじめ、はしご車・高所工作車42台（同31台）、高速消防救助車39台（全車現用）、危険物災害工作車8台（同6台）などである。このほか、人員輸送等業務車546台など、合計約1,500台を保有している（1999年現在）。

主な消防車両の種別の配置状況は、図表-14のとおりである。

消防車両のほか、消防艇120隻（ほとんどが消防用ではなく、救助用のようである。）、消防ヘリコプタ2機を保有している。

図表-14 消防車両の州別配置状況

州名	A	B	C	D	E	計
クアラルンプール連邦地区	-	-	2	14	1	17
ペルリス州	-	-	-	3	-	3
ケダ州	-	1	1	15	-	17
ペナン州	-	2	2	19	2	25
ペラ州	7	-	1	33	-	41
セランゴール州	-	1	1	24	1	27
ヌグリ・センビラン州	1	1	1	15	-	18
マラッカ州	-	1	1	10	-	12
ジョホール州	8	3	1	27	1	40
パハン州	-	1	2	22	-	25
トランガヌ州	1	1	1	16	1	20
ケランタン州	-	1	1	17	-	19
西マレーシア小計	17	12	14	215	6	264
ラブアン連邦地区	-	-	-	3	-	3
サラワク州	9	-	2	30	-	41
サバ州	13	2	1	33	-	49
東マレーシア小計	22	2	3	66	-	93
現用車計	39	14	17	281	6	357
現用以外（修理中等）	-	6	5	69	2	79
合計	39	20	22	350	8	436

注：A=水槽付消防車 B=油圧式高所作業車 C=はしご車

D=救助工作車 E=化学車

3 消防車両の修理工場

消防車両の修理のために中央及び地方に修理工場が置かれている。

修理工場の名称、所在地及び要員数は、図表-15のとおりである。

図表-15 消防車両修理工場の名称、所在地及び要員数

名 称	所 在 地	要員
(1) Central F.S	Jalan Hang Tuah クアラルンプール	14
(2) Selangor	Shah Alam セランゴール州	7
(3) Johor	Johor Bahru ジョホール州	9
(4) Melaka	Air Keroh マラッカ州	8
(5) Kedah	Alor Setarケダ州	8
(6) Pahang	Kuantan パハン州	7
(7) Perak	Ipoohペラ州	8
(8) Penang	Seberang Prai ペナン州	8
(9) N.Sembilan	Serembanヌグリ・スンビラン州	7
(10) W.Persekutuan	Jalan Hang Tuah ケランタン州	8
(11) Terangganu	Kuala Terangganuトランガヌ州	9
(12) Perlis	Arauペルリス州	1
(13) Sabah		
1) Labuan	ラブアン連邦地区	2
2) K.Kinabalu	K.Kinabaluサバ州	4
3) Keningau	Keningauサバ州	1
(14) Sarawaku		
1) Kuching	Kuching サラワク州	7
2) Sibu	Sibuサラワク州	2
3) Bintulu	Bintulu サラワク州	2
4) Miri	Miriサラワク州	1
計		113

X I 各種災害等の状況

1 はじめに

マレーシアにおける火災及びその他の各種災害について、経年的に同一内容・基準による統計が得られていないので、やや断片的とならざるを得ないが、それらの資料により火災及び各種災害等について記述すれば以下のとおりである。

2 火災の状況

マレーシアにおける1994年～1998年の火災の件数、死傷者数及び損害額は、図表-16のとおりである。

図表-16 火災件数、死傷者数及び損害額（1994年～1998年）

火災件数	死 傷 者			損 害 額		
	死 者	負傷者	計	RM	円換算	
1994	13,598	40	23	63	1億 9,661万	58億98百万円
1995	13,987	34	43	77	1億 1,750万	35億25百万円
1996	15,526	29	40	69	2億 5,578万	76億73百万円
1997	15,134	42	67	119	6億 4,904万	194億71百万円
1998	26,800	8	26	34	3億 3,135万	99億40百万円

注：RMはリングギット (Ringgit:マレーシアの通貨単位)

1RM=30円で換算

2000年の火災発生の対象物別の火災件数、死傷者数及び損害額は、図表-17のとおりである。

なお、出火件数のみであるが、1995年は建物1,309件（全件数の9.4%）、住宅1,182件（同8.5%）、林野5,738件（同41.0%）、車両1,120件（同8.0%）、機械1,232件（同8.8%）、事務所945件（同6.7%）、その他2,461件（同17.6%）、合計13,987件となっている。

1995年から2000年までの状況が不明であるが、単純に比較すれば、1995年に5,000件以上もあった林野火災が大幅に減少している。

図表-17 火災発生の対象物別の火災件数、死傷者数及び損害額（2000年）

	火災件数		死傷者			損害額		
	件数	(%)	死者	負傷者	計	US千ドル	円換算	(%)
建築物	2,737	17.7	20	42	62	102,122	127億65百万円	70.2
林野	544	3.5	-	-	-	4,088	5"11 "	2.8
車両	1,187	7.7	31	1,463	1,494	29,110	36"39 "	20.0
航空機	0	0	-	-	-	-	-	-
その他	10,977	71.1	10	-	10	10,208	12"76 "	7.0
計	15,445	100.0	61	1,505	1,566	145,528	181億91百万円	100.0

注：2000年の平均レートに近い1USドル=125円で換算

図表-18 原因別火災件数（1994年～1998年）

	1994	1995	1996	1997	1998	年平均	比率(%)
非犯罪性放火	2,486	2,588	3,852	3,397	5,728	3,610	21.2
煙草の吸殻	1,525	1,426	1,920	1,644	2,858	1,875	11.0
漏電等	1,386	1,447	911	1,084	1,659	1,297	7.6
犯罪性放火	415	166	347	291	1,945	633	3.7
ストーブ(ガス・灯油)	611	592	426	438	778	569	3.3
火花	421	488	488	434	735	513	3.0
子供の火遊び	159	208	175	142	760	289	1.7
蚊取り線香	253	319	196	151	442	272	1.6
爆竹	150	330	345	327	192	269	1.6
自然発火	221	272	187	239	383	261	1.5
化学反応	26	32	147	78	119	80	0.5
その他	1,710	2,113	2,151	2,388	3,945	2,461	14.5
不明	4,226	4,006	4,381	4,521	7,251	4,877	28.7
計	13,589	13,987	15,526	15,134	26,800	17,007	100.0

1994年～1998年の火災原因別の状況は、図表-18のとおりである。

非犯罪性の放火が多いのは焼き畑農業等畑、原野の焼却が多い影響ではないかと思われる。

1994年～1998年の建物火災について、建物の種類別の火災件数をみると図表-19のとおりである。住宅（戸建・アパート）28.8%、商店関係19.8%（商店街12.3%、商店6.8%、複合商店街0.7%）、Lain-Lain16.8%、工場・作業場13.5%（工場11.4%、作業場2.1%）、ホテル・レストラン10.4%（ホテル1.0%、レストラン9.4%）などとなっている。

図表-19 建物種類別火災件数（1994年～1998年）

	1994	1995	1996	1997	1998	合計	年平均	比率(%)
商店街	261	284	318	321	325	1,509	301.8	12.3
工場	245	238	329	380	203	1,395	279.0	11.4
商店	145	145	236	152	153	831	166.2	6.8
作業場	47	43	60	41	61	252	50.4	2.1
ホテル	18	14	7	10	68	117	23.4	1.0
複合商店街	7	14	18	16	34	89	17.8	0.7
事務所	73	82	89	94	27	365	73.0	3.0
レストラン	6	16	23	24	1,084	1,153	230.6	9.4
住宅(戸建・アパート)	1,039	1,030	535	714	152	3,470	694.0	28.8
Squatters ^{注1)}	125	135	132	137	68	597	119.4	4.9
学校・研究所	55	38	44	34	24	195	39.0	1.6
倉庫	8	6	8	6	36	64	12.8	0.5
集会所	16	23	54	46	15	154	30.8	1.3
Lain-Lain ^{注2)}	446	418	333	393	470	2,060	412.0	16.8
建物火災件数A	2,491	2,486	2,186	2,368	2,720	12,251	2,450.2	100.0
全火災件数 B	13,598	13,987	15,526	15,134	26,800	85,045	17,009.0	
A/B (%)	18.3	17.8	14.1	15.2	10.1		14.4	

注1：無断居住者の住居

2：不明？

3 その他の災害

火災以外の災害については、2000年のあらし、洪水、地震による損害は、全壊305戸、半壊887戸、一部損壊1,298戸、床上浸水786戸、合計3,276戸、損害額は約3億34百万USドル（1USドル125円で円に換算すれば約417億50百万円）、人的被害は死者56人、行方不明25人、負傷者135人となっている。

また、1994年～1998年の火災以外の災害について交通事故、自然災害及びその他に分類した状況は、図表-20のとおりである。

図表-20 火災以外の災害件数及び死傷者数（1994年～1998年）

年	災 害 件 数				死 傷 者		
	交通事故	自然災害	その他	計	死 者	負傷者	計
1994	506	3	609	1,118	20	81	101
1995	694	18	1,275	1,987	157	561	718
1996	691	12	1,067	1,770	55	253	308
1997	859	104	1,408	2,371	199	758	957
1998	762	112	1,305	2,179	164	652	816

4 緊急通報

消防機関、警察及び民間救急機関への緊急通報電話番号は、それぞれ次のとおりである。

消 防 994・999
警 察 999
緊急患者輸送 999

附 I クアラルンプールの消防事情

1 クアラルンプールの概要

クアラルンプールは、西マレーシアの中央西側に位置し、マレーシアの首都であり、連邦政府の直轄地区となっている。面積は238km²、人口は、125万人である（1999年現在）。

2 消防体制等

クアラルンプールには連邦政府の消防救助局があるほか、クアラルンプール連邦直轄地区消防救助局（Fire and Rescue Department of Federal Territory of Kuala Lumpur. 以下「クアラルンプール消防救助局」という。）が置かれている。

クアラルンプールには英國統治時代からクアラルンプール市の消防署がおかれています、1979年に都市消防が連邦消防に統合されるまで続いていた。

現在、クアラルンプール消防救助局の管内には、消防署が13あります、その概況は、図表-21のとおりである。

Junjang消防署の職員数の中には、クアラルンプール消防救助局本部の職員数も含まれています。

消防職員数は537名（うち制服職員516名、文官21名）である。

保有消防車両は、消防車14台、はしご車2台、化学消防車1台、合計17台となっています。大部分の消防署（13消防署のうち10消防署）が、消防車1台のみである。

1隊の構成は原則として、指揮官1名、副指揮官1名、運転士1名、隊員7名の計10名となっている。勤務体制は、3交替制（12時間勤務、24時間非勤）である。

消防署の上階は、隊員の宿舎として利用されているところが多い。

Jalan Hang Tuah に消防車両の修理工場がある（要員14名）。

管内の火災その他の状況は不詳である。

クアラルンプールには近年高層建物が多く建設されている一方で、消防自動車が入れないような狭い路地に木造家屋が密集したスラム街もある。市内の交通渋滞が激しいので、警察が交通整理をした上で出動するような状態の時もあるようである。

救急は、一般的に病院や赤新月社（赤十字に相当）が行っているが、クアラルンプール消防救助局の消防署では、応急処置を行うことができる資格者（消防職員ではなく、赤新月社関係者等で資格のある者）が消防署に出向いて交替勤務しており、オートバイを使って現場に急行し、必要な応急処置を行う体制を取っている。

図表-21 クアラルンプール連邦地区の消防署の状況

番号	消防署名	管内人口概数 千人	管内面積 km ²	職員数 人	消防車	はしご車	化学生 消防車	消防車両計
KL-1	Junjang	170	35	161	2	1	-	3
KL-2	Setapak	120	27	29	1	-	1	2
KL-3	Jalan Tun Ismail	40	15	29	1	-	-	1
KL-4	Jalan Pulu	50	14	29	1	-	-	1
KL-5	Jalan Hang Tuah	50	11	29	1	-	-	1
KL-6	Bandal Tun Razak	120	14	30	1	-	-	1
KL-7	Sg.Besi	100	20	30	1	-	-	1
KL-8	Pantai	250	28	30	1	-	-	1
KL-9	Taman Tun Dr.Ismail	100	24	28	1	-	-	1
KL-10	Menara Kota	60	10	28	1	1	-	2
KL-11	Taman Kooperasi Polis	80	9	28	1	-	-	1
KL-12	Jalan Kelang Lama	200	19	47	1	-	-	1
KL-13	Taman Segar	90	12	39	1	-	-	1
計		1,430	238	537	14	2	1	17

附Ⅱ 1988年消防法（法律第341号）（仮訳）

火災の危険から生命及び財産を保護し、それに関連する諸目的のために消防局の効果的かつ効率的な機能について必要な規定を作るための法律（1989年1月1日施行）

第1章 序 章

第1条（略称及び施行）注1)

- (1)この法律は、1988年消防法として引用することができる。
- (2)この法律は、担当大臣注2)により官報で公布される日に施行する。なお、西マレーシア、サバ州及びサラワク州それぞれにこの法律の全部又は一部につき異なる規定の適用の期日を定めることができる。

注1：() の見出しが、原文にある見出しだ。

注2：消防の担当大臣は、住宅・地方自治大臣である。

第2条（解釈）

この法律中、文脈上特に必要がない限り —

「権限のある職員」は、この法律の規定に基づき、消防局長及び消防局長から書面により権限を与えられた消防職員又は補助消防職員を意味する。

「補助消防職員」は、第4条の規定に基づき任命された補助消防職員を意味する。

「災害」は、生命又は財産がそれによって危険にさらされ又は同様となる出来事を意味する。

「閉鎖命令」は、物件内又は物件上又はその他の物件に火災の発生により生ずる火災又は生命又は財産の危険の見込を増加させる命令で定める物件の使用を禁止する第13条の規定に基づく命令を意味する。

「違反」は、不履行を含み、「違反する」も、同様な意味を持つ。

「委員会」は、第48条Aの規定に基づき設立された消防局福祉基金委員会を意味する。

「裁判所」は、マジストレート裁判所注3) の1級裁判所を意味する。

注3：マジストレート裁判所は、マレーシアの下級裁判所の一つである。

マレーシアの裁判制度は、連邦裁判所（Federal Court）が最上級審、高等裁判所（High Court：東西マレーシアに各1か所）、下級裁判所となっている。下級裁判所は、西マレーシアではセッション裁判所（Sessions Court）、マジストレート裁判所（Magistrate's Court）及び少年裁判所（Juvenile Court）があり、さらに軽易な民事・刑事案件を扱うパンフル裁判所（Penghulu's Court）がある。東マレーシアでは、セッション裁判所と少年裁判所がなく、東西マレーシアで異なった制度となっている。

「指定物件」は、消防認証の発行の目的のために第27条の規定に基づきその使用、規模又は位置を指定された物件を意味する。

「Director」は、州局長を含む。

「局長」は、第3条第2項の規定に基づき任命された消防局長を意味する。

「消防認証」は、第29条第4項の規定に基づき局長により発行された消防認証を意味する。

「消防器具又は火災安全装置」は、以下の各号に定めた器具又は装置を意味する。

- (a)火災を鎮火させ、消火し、予防し、又は制御するもの
- (b)火災の警報を出すもの
- (c)火災を鎮火させ、消火し、予防し、又は制御する目的のため物件、場所又は部分へ接近するもの
- (d)通常の動力が故障した場合に供給する緊急用動力を準備するもの
- (e)建物から避難する目的のために緊急用の照明を準備するもの
- (f)避難の通路又は場所への方向を示すもの
- (g)火災の場合に避難の目的のための適切、安全な出口又は占有者の出口を準備すること

「火災発生の危険性」は、次の各号に定めたものを意味する。

- (a)火災の際に、そのいかなる部分から避難するのに、変更がなかった状況より、難しくなり又は容易でなくなる建物の不法な変更
- (b)火災の際に、そのいかなる部分から避難するのに、困難となる公共の娯楽又は公共の集会の場所の過密状態
- (c)法令により、建物内に設置が必要とされている消防器具又は火災安全装置の建物からの取り除き又は不設置
- (d)成文法の定める要求により、又は消防局の要求により、設置することとなっている消防器具又は消防安全装置又は施設について、十分に機能しないものを建物の内部又は外部に設置すること
- (e)火災の場合において人の安全を確保するため、建物の内部又は外部のいずれかに設置されるべき当該建物からの出口が不適切な方法であるもの
- (f)火災の見込み又は火災の発生の結果、生命又は財産の危険が増加する又は火災の場合に物質的に消防局の義務の履行を妨げるその他のあらゆる事柄又は環境

「消防職員」は、必要とされている義務を遂行するため消防局に雇用され、制服を着用することを認められている者を意味する。

「基金」は、第48条の規定に基づき設立された消防局福祉基金を意味する。

「通知」は、書面による通知を意味する。

「所有者」は、いかなる物件に関しても、次の各号で定めるものを意味する。

- (a)物件の登録された所有者
- (b)もし物件の登録された所有者が判らない時は、その代理人又は受託者
- (c)もし物件の登録された所有者が死亡した時は、その法律上の個人的代表者
- (d)もし(a)、(b)及び(c)に掲げた者がいない場合は、物件が貸し付けられているときは借料を受け取っている自分自身の勘定若しくは他人の代理、信託又は受取人であるかにかかわらず、物件の借料を受け取っているもの

「物件」は、公開されているか閉鎖されているか、その上に建てられているか否か、公有か私有か、所有が法定の機関に所有されているか否かにかかわらず家屋敷、家屋、建物の全部又は一部、土地、保管をしている土地・建物、付属建物及び相続財産を含む。

「規定された」は、この法律に基づき制定された規則により規定されたを意味する。

「上級消防職員」は、消防局長から消防監補佐⁴⁾ (Assistant Superintendent)までの階級の消防職員を意味する。

注4：消防職員の階級については、16～18頁参照。

「特別義務」は、第50条の規定に基づき、消防局長により権限を与えられたとして、消防又は緊急の義務以外の権限を与えられた義務又は業務を意味する。

「州」は、連邦地区を含む。

「州局長」は、第3条第3項の規定に基づき州に任命された消防局長 (Director of Fire Service) を意味する。

「この法律」は、この法律に基づき制定された規則その他の法令を含む

「船舶」は、蒸気船又は帆船、老朽船、ジャンク⁵⁾、ボート、サンパン⁵⁾ 又は水により人又はものを運搬し又は貯蔵するために使用されるあらゆる種類の筏を含む。

注5：ジャンクは、平底の帆船。サンパンは、小船。

「水道事業者」は、水を供給すること又はこのような供給を割り当てることに成文法により権限を与えられ又は求められている個人又は団体を意味する。

第2章 行政

第3条（消防局及びその職員）

- (1)連邦消防局^{注6)}を設置する。
- (2)消防局長^{注6)}、相当数の消防局次長、消防局長補佐並びに消防局の効果的かつ効率的機能のために必要なその他の上級消防職員及び消防職員を置く。

注6：1997年以降連邦消防局は連邦消防救助局に、連邦消防局長は連邦消防救助局長に改正されている。(以下同じ。)

- (3)マレーシアの各州には州消防局長^{注7)}を置く。

注7：1997年以降州消防局は州消防救助局に、州消防局長は州消防救助局長に改正された。以下同じ。

- (4)消防局長、各消防局次長、消防局長補佐及びDirector^{注8)}の任命は、官報で告示される。

注8：Directorは、州のDirector（消防局長）と連邦消防救助局のDirectorがいる。

- (5)各消防職員は、消防局長の指揮及び命令に従わなければならない。

- (6)消防職員及び補助消防職員の階級は、第2表^{注9)}に定められたとおりである。

注9：第2表は略しているので、16～18頁参照のこと。なお、補助消防職員の階級は、消防職員の階級の下から4階級と同一である。

第4条（補助消防職員の任命）

- (1)消防局長は、担当大臣の同意を得て、定められた期間及び条件で各州の補助消防職員を任命する。
- (2)補助消防職員は、主務大臣が、財務大臣の同意を得て定める給与以外の報酬は支払われない。
- (3)補助消防職員は、当該州の局長の直接の監督及び命令に従わなければならない。
- (4)補助消防職員は、刑法上公務員と見なされる。

第5条（消防局の義務）

- (1)消防局の義務は、次の事項を含む。

(a)合法的手段を用いて

- (1)火災を鎮火し、消火活動を行い、予防し、制御すること。
- (2)火災時の人命及び財産を保護すること。
- (3)火災時の避難設備に関する準備、保守及び適切な規制を確保すること。
- (4)いかなる構造の建物であれ火災時の適切な非常口を確保すること。

(b)火災の原因、火元及び状況を調査すること。

(c)いかなる災害においても、生命・財産の保護を含む人道的援助を遂行すること。

- (2)消防局は、前項の規定に基づく義務に加えて、法律により課され又は担当大臣が遂行するように指示した義務を遂行する。

第6条（制服及び認識票）

- (1)各消防職員及び補助消防職員は、制服及び担当大臣の指定する階級章を支給される。
- (2)各消防職員及び補助消防職員は、指定する形式の認識表を支給される。

第7条（権限の行使及び義務の遂行）

- (1)第4条【補助消防職員の任命】^{注10)}第1項、第22条【消火目的のための物件内の水の貯蔵】第1項、第29条【消防認証の発行】、第35条A【緊急の場合における防止行為を命ずる消防局長の権限】、第46条【火災により損壊された物件等の保管】及び第50条【特別の義務及びその経費】に基づく消防局長の権限及び義務は、消防局長の監督と命令に従い、州消防局長によって執行されることができる。しかしこれらの権限及び義務の州消防局長による執行は、消防局長が官報への告示により権限及び義務の管轄区域を一般的に広げ、又はそれらの一部を他の州の全部又は一部の区域に広げない限りは、当該任命された州に限定される。

注10：〔 〕内は、原文ではなく、便宜上付したものである。

- (2)前項の規定に基づき、及び消防局長が適合していると判断する条件又は制限に従い、消防局長は、書

面で、この法律に基づくそのいかなる権限の執行も又いかなる義務の遂行も消防職員に委任することができる。また、消防局長は、本項の規定に基づき区域を限り又は委任の期間を限定して行うことができる。

(3)前項の規定に基づく権限の行使又は義務の履行は、消防局長の監督及び命令に従わなければならない。

第3章 火災発生の危険性の排除

第8条（火災発生の危険性の排除通知）

- (1)消防局長は、いかなる火災の発生の危険性のあるいかなる物件にも、次の各号に定める者に対し、通知の中で定められた期限内に火災発生の危険性の排除とその目的のために必要なすべての措置をとすることを求める第1表様式Aの排除通知を行う。そして、その通知は、もし消防局長が適切と判断する場合は、その目的のために遂行すべき措置の内容を定めることができる。
- (a)その者の行為、過失、又は默認によって、火災発生の危険性が発生し、又は継続している場合、通知が出される時にその者が占有者であれば、その者に
- (b)もしその者の行為、過失、又は默認によって、火災発生の危険性が発生し、又は継続している場合、通知が出される時に占有者でなければ又は不明の場合は、物件の所有者に
- (c)もし物件の所有者を確定し、又は見い出すことが容易にできず、又はマレイシア内に不在の時は、その者の行為、過失、又は默認に拘らず、物件の占有者に
- (2)もし、消防局長が火災発生の危険性が再び発生すると思量したときは、消防局長は第1項の規定に基づく火災発生の危険性排除通知又は第1表様式Bの火災発生の危険性排除通知により、通知に関係する火災発生の危険性再発の防止に必要なすべての措置をとるように通知が行われた者に求めることができる。
- そして、もし消防局長が望ましいと思ったならばその目的のために遂行すべき措置の内容を定めることができる。なお、このような要求を含む通知は、関係する火災発生の危険性の継続している間、行うことができる。

第9条（無人又は無主物物件における火災発生の危険性排除についての消防局長の権限）

火災発生の危険性の存在する物件が無人又は無主物である場合、消防局長は、必要と認めるときは、随意な方法により火災発生の危険性を排除し、そこで再び火災発生の危険性が起こらないように必要な措置をとることができる。

第10条（火災発生の危険性排除通知に従わない違反）

第8条の規定に従って火災発生の危険性排除通知に指定された期限内に従わないものは、違反の有罪となり、5,000 リンギットを超えない罰金又は3年を超えない禁固又はその両方を課せられる。有罪判決後も違反が継続する時は、1日につき100 リンギットを超えない罰金に処する。

第11条（火災発生の危険性排除通知に応じないときの消防局長の排除権限）

第8条の規定に従って火災発生の危険性排除通知が行われ、定められた期限内に通告に従わない時は、消防局長は、火災発生の危険性排除及び再発防止に必要な作業を物件に実施することができる。

第12条（緊急時における消防局長の火災発生の危険性排除権限）

いかなる物件内にある火災発生の危険性でも、消防局長が次の各号にあたると認める時は、消防局長は火災発生の危険性排除及び再発防止に必要であると思われる措置を実施することができる。

- (a)物件内の火災の直接かつ重要な危険を構成している。
- (b)もし火災が物件内に発生した時、通常火災時の際生ずる生命又は財産の危険が増加すると判断される。

第13条（閉鎖命令）

- (1)火災発生の危険性の排除通知が出された時、次の各号に該当し、かつ、消防局長が火災の見込、又は当該施設内又は施設上の又はその他の施設の火災の発生による生命及び財産の危険が物質的に増加す

ると判断される施設のいかなる使用も禁止する必要があると考えるときは、消防局長は、告訴の方法により、閉鎖命令を裁判所に申請することができる。

- (a)指定された期限内に当該通知のいかなる要求にも応じない者であり、
- (b)通告により排除はされたが、火災発生の危険性が同一の物件内で再び起きると消防局長が考えるとき

(2)前項の規定に基づく閉鎖命令の告訴の受領及び申請があったときは、裁判所は第1表のC形式で物件の所有者又は占有者若しくはその両者に閉鎖命令がなされるべきでない理由を示すため出頭することを通知しなければならない。そしてもし所有者又は占有者若しくはその両者から理由が示されないとときは、裁判所は、閉鎖命令を発することができる。

(3)閉鎖命令は第1表のD形式で、問題となっている物件の所有者又は占有者に行われる。

(4)物件の所有者又は占有者の申請又は消防局長の通知により、裁判所は、閉鎖命令が発せられている物件が命令に定められている使用に適するようになっていると認めたときは、閉鎖命令を取り消すことができる。

(5)合理的な理由なしに閉鎖命令に違反した者は違反の罪になり、5,000リンギットを超えない罰金又は3年を超えない禁固、又はそれらの両方が課される。さらに違反状況が継続中は、1日につき月100リンギット以内の罰金に処する。

第14条（閉鎖命令に対する訴訟又は閉鎖命令することの拒否）

- (1)第13条第2項の規定に基づく閉鎖命令に異議のある所有者又は占有者は、命令が行われて10日以内に高等裁判所に控訴することができる。
- (2)裁判所が閉鎖命令を拒絶したときは、消防局長は裁判所の決定から10日以内に、決定に対して高等裁判所に控訴することができる。
- (3)閉鎖命令に対する控訴は、執行停止の効力は生じない。ただし、裁判所は、申請により十分な理由が示されたときは、適当と思われる期間、執行停止を認めることができる。

第15条（消防局長により移動した財産の処分）

- (1)消防局長は、火災発生の危険性の再発を防ぐため必要なことを排除又は実施する際に、直接火災発生の危険性のある財産を移動させることができる。
- (2)前項の規定に基づき移動した財産を、消防局長は、7日を超えない期間保管することができる。その期間は、所有者は、消防局長によりこうむった経費の支払いを要求する権利を有する。
- (3)所有者の要求がない場合は、消防局長は、この財産の売却又は処分の命令を裁判所に求めることができる。
- (4)財産の売却により得た金銭は、消防局長が取得し、火災発生の危険性の排除又は再発防止に関する要した費用の支払いに充て、もし残余があれば財産の所有者に支払われる。

第16条（第11条の規定に基づく行為の費用の回収）

第11条の規定に基づくいかなる作業の遂行に要した費用も、火災の原因の排除通告を受けた者から裁判により回収される。

第17条（第12条の規定に基づく行為の費用の回収）

- (1)消防局長が第12条の規定に基づく業務の遂行に要した費用は、政府への債務となり、次の各号に定めるところにより裁判により回収される。
 - (a)業務が始められたときにその者が物件の所有者であったときは、その者の行為、過失又は默認により火災発生の危険が発生し又は継続した者から
 - (b)もしその者の行為、過失又は默認により火災発生の危険が発生し又は継続した者が、業務が始められたときにその者が物件の所有者でなかったとき、又は不明のときは、物件の所有者から
 - (c)もし物件の所有者を容易に定めること又は見出だすことができないとき、又はマレーシアにいないときは、その者の行為、過失又は默認により火災発生の危険が発生し又は継続した者であるか否かにかかわらず、業務が始められたときの物件の占有者から

(2)本条の規定は、前項の規定に基づき回収できる費用を負担する者が他の者から拠出、補償又は損害賠償を受ける権利に影響すると解釈すべきではない。

第18条（火災時における消防職員の権限）

(1)火災時において、消防職員は、次のことができる。

- (a)生命又は財産を保護するため必要又は適宜と思われる手段を講ずること
- (b)消防局の運用にその存在又は行動が障害となる者を移動させること
- (c)火災を鎮火させるため、又は火災から物件、場所、又は物を保護し、若しくは人又は物を救出するためにいかなる物件、場所、又は物に入り、突入し、又は通り抜け、場所を占め、取り壊し、若しくは場所を占め、取り壊す原因となる行為をすること
- (d)火災現場に近い道路を閉鎖し、交通又は群衆を規制すること
- (e)都合のよい水道の供給を受けること

(2)前項の規定に基づく権限は、火災が損壊し又は発生すると合理的に信じられる必要な限度において、行使することができる。

第19条（火災以外の緊急時における消防職員の権限）

火災又は火災の危険を含まない緊急の場合において、消防職員が生命又は財産が差し迫った危険にあると判断した時は、消防職員は第18条の規定に基づく権限を行使することができる。

第20条（消防職員及び補助消防職員の免責）

消防職員又は補助消防職員がこの法律に基づく権限を善意に行使して火災又は災害の場合において、その職務に関してなされ又はなされなかつたいかなる行為による損害に対しても責任を問われない。

第21条（消火から起る損害を含めた火災の損害）

火災の際に、権限の行使又は義務の遂行中に消防職員又は補助消防職員により火災を終わらせ又は進行を防止のために取られた行為による損害又は損失は、火災保険契約の用語又は法律の規定にもかかわらず、契約の目的上火災による損害と見なす。

第4章 水利及び消火栓

第22条（消火目的のための物件内の水の貯蔵）

(1)消防局長は、物件内の適した位置に水の適切な貯蔵を確保する目的で、物件を管理し又は所有する者に消火の目的のための施設の設置及び水の供給を用意すべき命令を発することができる。この項の規定は、水道事業者には、適用しない。

(2)前項の規定に基づき発せられる命令は書面で行われ、命令を受けた者は従わなければならない。

(3)第1項の規定に基づき発せられた命令の履行を拒む者は、違反の罪となる。

第23条（消火栓に影響を与える工事の通知）

(1)水道機関又はその代理人以外は何人も、工事が始まる少なくとも7日前に管轄の州消防局長に申し出又は計画について書面による通知をしなければ、消火栓又はそれへの水流に影響を与える工事を始め、又は実行し、又は工事の開始又は実施の権限を与え、又は命令してはならない。
緊急の場合において必要な期間内に通知することができないときは、この規定は、緊急事態後、直ちに通知を行うものとする。

(2)すべての消火栓は、前項の規定に基づき実施された工事の完成により、良好な作動状況に整備されなければならない。

(3)消火栓の近傍内又は周辺における消火栓への通路、道路の端に關係する消火栓の位置、又は道路の高さに出口をそろえることに影響を与えるいかなる工事も、消火栓に影響を与える工事と見なされる。

(4)第1項又は第2項の規定に違反する者は、違反の罪となる。

第24条（消火栓の水流に影響を与える行為について州消防局長へ通知する水道機関の義務）

水道機関は、消火栓への水流を弱め又は停止し又はそれらの恐れのある工事を実施しようとするときは、

所轄の州消防局長にできる限り早く書面で通知しなければならない。

第25条（消火栓の位置表示板固定の権限）

- (1) 消火栓の付近にある財産の所有者に対し、7日前の書面による通知によって消防局長は消火栓の位置表示板を、消防局長の意見により、位置を示す最善の場所と判断される当該財産の位置に取り付けさせることができる。
- (2) 前項の規定に基づく表示板の取り付けを拒み、又は取り付けを妨害し、又は取り付けられた後に移動させ又は読み難くした者は、違反の罪となる。

第26条（消火栓の停止及び誤使用）

位置を確かめるのを困難にするように消火栓を覆い、囲い、又は隠し、又は消火栓を変更し、消火以外の目的で消火栓を使用した者は、違反の罪となる。

第5章 消防認証

第27条（物件の特定の使用、規模及び配置の決定についての消防局長の権限）

- (1) この法律に基づく消防認証の目的のために、消防局長は、官報に登載された命令によって、物件の特定の使用、規模又は配置を定めて、指定することができる。
- (2) いかなる物件もその一部が指定物件に相当するときは、その物件の他のいかなる部分も指定物件を形成する部分として取り扱われる。

第28条（消防認証の必要）

- (1) 指定物件は、消防認証を必要とする。
- (2) 消防認証は、1年更新である。
- (3) 第1項の規定は、公共的宗教礼拝にのみ又は主として使用される物件又は単一の個人の住居として使用されている家屋からなり又は含む物件には適用しない。
もし消防局長が、この項で規定する物件に何らかの火災発生の危険性があると認める場合は、消防局長は、当該物件が臨時の検査を受けること及びこの法律の規定に従うために物件の所有者に必要な命令を発することができる。

第29条（消防認証の申請及び発行）

- (1) 指定物件に関する消防認証の申請は、定められた形式で消防局長に行わなければならない。
- (2) 指定物件に関する消防認証の申請を受けるとき、消防局長は、申請者に定める期間内に、物件の計画及びその他の関連した特殊事情の提出を求めることができる。
- (3) もしも、申請者が定められた期間内に、物件の計画及びその他の関連した特殊事情を提出しないときは、申請を取り下げたと見なされる。
- (4) 消防認証の申請が滞りなくなされた場合は、消防局長は、指定物件の調査を行い、指定物件の使用に関する適切な生命安全、火災防御、火災予防、及び消火の設備の存在を満たしている場合は、消防局長は、付することが適當であると判断される又は規定されている条件を付して物件に関する消防認証を発行することができる。
- (5) 消防局長が前項の規定に基づく関係する物件の調査を実施した後に、指定物件の使用に関して同項に規定する適切な施設の存在が不十分であるときは、消防局長は、申請者に書面で消防認証を発行する前の定める期限内に履行すべきことの要求事項を通知することができる。
- (6) 本条中「申請者（applicant）」は、指定物件の所有者、占有者又は全体の管理をしている者を意味する。

第30条（消防認証の形式）

指定物件に関して発行される消防認証は、規定された形式による。

第31条（消防認証発行手数料の規定）

消防局長は、消防認証発行の手数料及び認証が発行される指定物件の調査費用について規定することが

できる。

第32条（生命安全施設等に影響を与える条件の変更）

- (1)消防認証の有効期間内に、当該認証の対象物件の使用に関して、条件の変化により生命安全、火災防御、火災予防及び消防の設備が不適切になっているかどうか確認するために、消防局長は、当該物件について合理的なときに調査をすることができる。
- (2)指定物件の占有者が、消防認証の有効期間内に、物件に物質的変更をしようとする場合は、占有者は、その実施前に、消防局長にその旨を通知しなければならない。もし、通知なしに実施した場合は、占有者は違反で罰せられる。
- (3)前項の規定に基づき消防局長に通知が行われた物件について、通知された内容の実施が、第1項に規定する施設のいずれかに、当該消防認証に記載された物件の使用に関して不適切の結果となる場合は、消防局長の判断により、消防局長は、所有者に対し、問題の施設が申し出の実施により不適切になることを防止するために取らねばならない措置を通知することができる。そして、もしこのような措置が滞りなく取られた場合には、消防局長は、消防認証を修正するか、規定された手数料を支払わせて、新規の消防認証を発行する。
- (4)消防認証が有効な物件について、第1項で規定する施設のいずれかが条件の変化により、火災認証に記載された物件の使用に関して不適切となる結果を来す場合には、消防局長の判断により、消防局長は、所有者に次のような通知をすることができる。
 - (a)消防局長が問題の施設が適切となるのに適當と思われる措置を取ることを通知し又は命じる
 - (b)もしこのような措置を取らないときは、消防認証は、無効となることを通知する
もしこのような段階が滞りなく取られた場合には、消防局長は、必要があれば消防認証を修正するか、規定された手数料を支払わせて、新規の消防認証を発行する。
- (5)前項(a)の規定に基づき消防局長により命じられた命令を履行しない者は、違反の罪となる。

第33条（消防認証に関する違反）

指定物件に関する有効な消防認証がない場合は、当該物件の所有者は違反の罪となる。

第34条（訴訟の権利）

次の各号により権利を不当に侵害された者は、拒絶又は決定の通知から21日以内に、担当大臣に書面で訴えることができる。なお、その決定は、最終のものである。

- (a)第29条第4項の規定に基づく消防認証の発行について消防局長の拒絶により
- (b)発行された消防認証に関し消防局長から課せられた条件によって
- (c)第32条第3項又は第4項の規定に基づき消防局長によりなされた決定により

第35条（施設の使用禁止又は制限の裁判所の権限）

- (1)消防局長は、指定の有無にかかわらず、物件について、火災の際の人又は財産の危険が重大であるので、危険を合理的な水準に下げる段階まで物件の使用を禁止又は制限することが望ましいと判断したときは、消防局長は、訴えによって、裁判所に禁止命令について申請することができる。
- (2)前項の規定に基づく訴え及び禁止命令の申請を受けて、裁判所は、第1表の形式Eにより物件の所有者、又は占有者若しくはその両方に対し、禁止命令に対する反対理由を示すよう呼び出しの通知を行う。
そしてもし所有者又は占有者のいづれか又はどちらからも理由が示されない場合は、裁判所は、当該の物件の使用の禁止又は制限の命令をすることができる。
- (3)禁止命令は、第1表の形式Fで、当該物件の所有者及び占有者の両方に対し行われる。
- (4)禁止命令の取り消しについての物件の所有者又は占有者の申請又は危険性が合理的な水準まで下がったという消防局長の報告に基づき、裁判所は、禁止命令が有効である物件が火災の際、人又は財産に重大な危険を提出しないと認めたときは、禁止命令を取り消すことができる。
- (5)何人も合理的理由なしに故意に禁止命令に違反したときは、違反の罪となる。そして1万リンギットを超えない罰金又は5年を超えない禁固又はその両方に処せられる。さらに、有罪決定後も違反が継

続している場合は、1日につき100リンギットの罰金に処する。

第35条A（緊急の場合における防止行為を命ずる消防局長の権限）

- (1)この法律のいかなる規定にもかかわらず、消防局長は次の各号に該当すると判断するときは、命令により、物件の所有者又は占有者に対し、そのような活動を中止するように命ずることができる。
 - (a)物件内の継続的活動が生命又は財産の安全に影響を及ぼす火災発生の直接的危険を構成するとき
 - (b)第32条第2項の規定に基づく適用及び禁止命令の遅れがこのような生命又は財産の危険を大幅に増加させるとき
- (2)活動を中止する命令は、形式Gにより行われ、物件の所有者及び占有者の両方に対し、行われなければならない。
- (3)第1項の規定に基づく消防局長の命令を履行しない者は、違反の有罪となる。

第35条B（防止行為を命ずる消防局長の権限に対する訴訟）

- (1)第35条A第1項の規定に基づき消防局長が行った活動中止の命令に異議のある所有者又は占有者は、命令が行われて10日以内に高等裁判所に訴えることができる。
- (2)活動停止の命令に対する訴えは、執行を猶予しない。ただし、裁判所は、申し出により、十分な理由が示されたときは、適當と思われる期間、執行を猶予することができる。

第36条（禁止命令に対する訴訟又は禁止命令をすることの拒絶）

- (1)第35条第2項の規定に基づき、行われた禁止命令に異議のある所有者又は占有者は、命令が行われてから10日以内に、高等裁判所へ提訴することができる。
- (2)裁判所が禁止命令をすることを拒絶した場合は、消防局長は、裁判所の決定から10日以内に、高等裁判所へ提訴することができる。
- (3)禁止命令に対する提訴は、執行停止の効力はない。ただし、裁判所は、申請により、十分な理由が示されたときは、適當と思われる期間、執行を停止することができる。

第6章 執 行

第37条（法の執行）

この法律の規定を執行することは、消防局長の義務である。

第38条（立ち入り権限）

- (1)権限のある職員は、必要があると思われるときは、次の各号に掲げる目的で消防職員とともにいかなる物件にも立ち入ることことができる。
 - (a)物件に関して上又は内に、この法律の規定の違反があるか又はあったかどうか確かめるため
 - (b)物件への水の供給及びそのような水の供給の通路の手段を含めて消防目的のため必要な物件に関する情報を得るために
 - (c)物件内又はそれに影響を与える何らかの火災の危険性が存在するかどうか確かめるため
 - (d)この法律の規定された事項に関して必要と思われることを調査するため
 - (e)消防局長が、その法律では立入り権限が与えられていない他の法律の規定に基づく権限又は義務の遂行を行うために
- (2)夕方の7時から朝の7時までは、個人の住居にこの条の規定によって立ち入ることはできない。
- (3)この条の規定により物件に立ち入る前に、権限のある職員は、占有者に身分証明書、さらに消防局長以外の場合は消防局長からの委任状を示さなければならない。そして占有者の要求に対して、権限のある職員が身分証明書を提示せず又は拒んだときは、物件の占有者がその職員の立入りを拒むことができる。委任状についても同様である。
- (4)権限のある職員は、この条の規定により立ち入りしたいかなる住む人のいない物件又は占有されていない物件も、入るときに侵入者を見つけられるように、侵入者に対し効果的に安全にしておかなければならない。

第39条（守秘義務）

その義務の遂行、又は仲裁を含む法律上の手続き、又は手続き上の報告の目的以外でこの条によって与えられた執行権の過程で、いかなる製造上の過程又は取引上に関し取得した情報を開示をした者は、違反の罪に処せられる。

第40条（令状なしで逮捕の権限）

- (1)権限のある職員は、次の行為をした者を令状なしで逮捕することができる。
 - (a)第47条の規定に基づく違反を犯したことが判ったとき
 - (b)彼の名前及び住所を名乗ることを拒み、又はマレーシアから住所を移し、又は虚偽の名前及び住所を名乗り又は海外へ逃亡しそうであると信ずる合理的な基盤があり、この法律の規定に基づくその他の違反を犯したと合理的に思われるとき
- (2)権限のある職員により、前項の規定に基づきある者が逮捕された場合は、逮捕した職員は刑事手続法第28条の規定上、当該職員は警察官と見なす。

第41条（調査の権限）

- (1)権限のある職員は、この法律に基づき、いかなる違反も調査することができる。
- (2)権限のある職員から、自己の権限内のことにつき、そのような違反に関する報告又は書類又はその他の文章を要求された者は、法律的に報告又は書類又はその他の文章を与えなければならない。

第42条（証人の出席を求める権限）

- (1)前条の規定に基づき、調査を行う権限のある職員は、書面による命令により、その事件の状況について知っていると職員に思われる者に出頭することを求めることができる。そしてその者は、求めに応じて出席しなければならない。
- (2)もし要求に応ぜず出席しなかったときは、職員はマジストレート裁判所にこのような不履行を報告することができる。マジストレート裁判所は、前述の命令によって求められた者の出席を確保するため、その判断により逮捕状を発行することができる。
- (3)第1項の規定に基づき出頭を求められて出席する者は、相当の旅費及び日当を受けることができる。

第43条（証人の尋問）

- (1)第41条の規定に基づき調査を行う権限のある職員は、事件の事実及び状況について、知識を持っていると思われる者を口頭で審問することができる。
- (2)このような者は、職員から聞かれた事件に関する質問に答えなければならない。もし、質問に答えることを拒んだときは、刑事上の賦課金、罰金又は没収に処せられる。
- (3)この条の規定により陳述を行う者は、そのような陳述が質問に対して全部又は一部の答えであろうとも、法律的に真実を述べなければならぬ。
- (4)第1項の規定に基づき尋問する権限のある職員は、一番先に、第2項及び第3項の規定をその者に知らせなければならない。
- (5)この条の規定に基づきある者によりなされた陳述は、陳述した言語で読ませた後、もし希望すれば訂正の機会を与え可能な限りいつでも、書面にし、陳述した者の署名を受け、又はその押印を押させなければならない。

第44条（訴追の指揮）

各権限のある職員は、裁判所に出廷する権限を持っており、この法律に基づく違反について訴追の指揮をすることができる。

第7章 火災原因の調査

第45条（火災の調査）

- (1)担当大臣は、いかなる火災の原因及び状況並びに火災の消火又は鎮火のためにとられた行動について調査を続け、このような原因、状況及び行動を報告し、調査の中で見出されたものを基礎にして、

火災発生の防止、火災の消火又は鎮火方法の改善のための段階となる勧告をする職員を任命することができる。

- (2) 1950年調査委員会法 (the Commission of Enquiry Act 1950) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第19条、第21条及び第22条の規定は、必要な修正を加えて適用できる範囲で、前項の規定に基づく調査に準用する。なお、調査及び職員はそれぞれ調査委員会法に基づく調査及び委員会法に基づく調査を行う職員として準用する。

第46条（火災により損壊された物件等の保管）

- (1) 火災の結果として、なんらかの物件又は物件の一部が住めないままで残るが、消防局長は、火災発生から7日以内は何時でも、物件又は物件の一部、その他の財産、又は火災により損害を受けた物又は火災により破壊された財産又は物の残査を保管することができる。そして、第45条の規定に基づき調査を行うために任命された者の期間がそれ以内でなければ30日を超えない期間、このような物件又は物件の一部、その他の財産、又は物を保管することができる。その期間内消防局長は物件、部分、財産、又は物を調査の完結まで持ち続けることができる。
- (2) 前項の規定に基づき、いかなる物件又は物件の部分が消防局長によって保持されたとき、消防局長は、必要なときは何時でも、物件又は物件の一部の周りに柵を作ることができる。
- (3) 消防局長は、物件及び物件の一部が消防局長に保管されていること及び物件及び物件の一部内に入る事が禁止されていることを公共に知らせる通告の一部をどの方向から物件又は物件の一部に近付いてくる者も柵又は柵の一部の通告の一つに気が付くことができるような位置に通告を立てなければならない。

第47条（第46条の規定に基づき保管された物件の不正の侵害）

消防局長の許可なしに、前条の規定に基づき、消防局長により保管されている物件又は物件の一部に入り又は残る者は、違反の罪になる。

第8章 福祉基金

第48条（基金の設立）

- (1) 連邦統合基金に信託勘定として運用される消防局福祉基金として知られる基金を設置する。
- (2) 基金は、次の各号に定めるものから成り立っている。
- (a) 消防職員が課したすべての罰金
 - (b) 第50条の規定に基づく特別の義務をするために派遣された消防職員のサービス及びそのために備えた用具の使用に支払われた額の2分の1
 - (c) 消防職員に差し出され及び裁判所に没収されたすべての金額及びその他の財産
 - (d) 基金又は消防局の個々の局員に申し出た寄付金又は礼金及び消防局長が受け取った寄付金又は礼金
 - (e) 財産の処分又は購入した投資又は基金の資金から生じた収入
 - (f) 講習会又はその他の行事の後援者からの金銭又は利益の総額
 - (g) 政府から配分された金銭の総額

第48条A（消防局福祉基金委員会）

- (1) 基金を管理する消防局福祉基金委員会を設置する。
- (2) 委員会は、次の委員で構成する。
- (a) 議長として消防局長
 - (b) 担当大臣により任命された2名の上級消防職員
 - (c) 担当大臣により任命された2名の公共職員
- (3) 委員会の会合は、消防局長の不在の場合は開会できない。
- (4) 委員会の会合の定足数は、3名である。
- (5) この法律に従い、委員会は、その手続きを定めることができる。

第48条 B（基金の金額は同意によってのみ増額）

- (1)委員会による事前の同意なしには、何人も基金の金額を増加することができない。
- (2)前項の規定に違反したものは、違反の罪となる。

第49条（基金の運営及び適用）

基金は、この法律に基づき制定された規則に従って運営されなければならない。

そして、次の各号に定めることに適用する。

- (a)消防職員が遂行した特別又は超特別業務に対して当該消防職員への報酬
- (b)次の目的で
 - (ア) 公共の歳入に負担させることのできない慰安、便利、便宜を得るために消防職員、年金、退職金又はその他の手当てを受けている元消防職員又は消防職員又は元消防職員が死亡したとき消防職員又は元消防職員に扶養されていた者
 - (イ) 貸付金の貸付

第9章 雜 則

第50条（特別の義務及びその経費）

- (1)消防局長は、もし適していると判断したときは、権限のある職員を申請により特定されたいかなる物件、船舶、車両、航空機又は移動構造物について特別の任務のために派遣することができる。またその目的のために必要と考えるような用具を備えることができる。
- (2)申請人は、消防局長に、特別の任務のために派遣される権限のある職員の業務のために費用を支払わなければならない。また、備えられた用具の使用について規定された費用を支払わなければならない。

第51条（消防職員の公務執行中の妨害）

消防職員又は補助消防職員がその業務執行中に又は消防局の特別の命令により消防局を助けているものに対して故意に罵倒し、脅迫し、妨害した者は、違反の罪となる。

第52条（命令の不履行）

この法律により義務を遂行している権限ある公務員の命令を履行しない者は、違反の罪となる。

第53条（制服の無権限着用）

消防職員又は補助消防職員でない者が、消防局長の許可なくして消防局の制服又は標識を付けた衣服又は見誤るような標識を付けた衣服を着用した者は、違反の罪となる。

第54条（文書の偽造、虚偽の陳述等）

次の各号の行為を行った者は、違反の罪となる。

- (a)虚偽の目的で、消防認証を作成し、又は偽造し若しくは権限のない消防認証を所持すること
- (b)消防認証の申請において、本質的な事項について虚偽であることを知っていることを陳述又は報告を行い、又は注意しないで何らかの虚偽の陳述又は報告を行うこと
- (c)この法律に基づく報告の義務に応ずるようにしながら、本質的な事項について虚偽であることを知っていることを陳述又は報告を行い、又は注意しないで何らかの虚偽の陳述又は報告を行うこと
- (d)この法律に基づき求められるなんらかの記録、書類、通告又はその他の文章で、本質的な事項について虚偽であることを知っていることを記入すること

第55条（火災警報に関する違反）

合理的な正当な理由なしに、火災警報装置を壊し、隠し、操作し、又は操作できなくさせた者は、違反の罪となる。

第56条（火災の虚偽の報告）

火災又は他の災害の虚偽の報告を与え又は与える原因を作った者は、違反の罪となる。

第57条（法人による違反）

- (1)法人により犯されたこの法律に基づく罪が、法人の役員、支配人、書記又は法人のその他の同様な事務

職員又はいかなる資格においても行為をしたと称する者の同意によるか、默認によるか又は不注意によるものと判断したときは、法人とともに個人もその違法を罰せられる。

(2)法人がその構成員によって管理されているとき、前項の規定は、管理の機能について構成員の行為又は過失について法人の役員であるとして、適用する。

第58条（一般の刑罰）

この法律に基づく刑罰が示されていない違反を犯した者は、5,000 リングギットを超えない罰金又は3年を超えない禁固若しくはその両方に処せられる。

第59条（違反の示談）

(1)消防局長又は局長から書面により権限を委任された消防職員は、示談にことができる違反と規定されている違反を、500 リングギットを超えない金額を違反を犯したと合理的に疑われる者から受領して、示談にことができる。

ただし、その者が、書面により、違反を犯したと認め、かつ本条の規定に基づき違反を取り扱うことを消防局長又は当該職員に求めた場合でなければ、消防局長又は権限のある職員は、本条の規定に基づくその権限を行使することはできない。

(2)このような金額の支払いにより、違反を犯したと合理的に思われる者が、もし勾留中のときは釈放され、このような者に対してそれ以上の手続きは取られない。

第60条（船舶及び移動構造物への法律の適用の権限）

この法律の規定は、規定されているような修正を加えて適用する。

(a)テント又は他の移動できる構造物

(b)停泊させている又は陸地又は規定されたような環境に相当期間繋がれている船

第61条（通知及びその他の書類の業務）

(1)この法律の目的のために通知又はその他の書類は個人又は法人に次の各号に掲げる方法によってなされる。

(a)通知又は書類は個人に配達により

(b)通知又は書類は配達により

①個人の通常の又は最後に知られる住所又は仕事の場所、彼の使用人又はその家族の大人に

②団体の登録された事務所又は通常の又は最後に知られた仕事の場所、その使用人又は代理人に

(c)個人又は団体の住所を上書きした通知又は書類を置いて行くことにより

①個人の通常の又は最後に知られた住所又は仕事の場所

②団体の登録された事務所又は通常の又は最後に知られる仕事の場所

(d)前払い郵便により通知又は書類を個人又は団体に送ることにより

①個人の通常の又は最後に知られた住所又は仕事の場所

②団体の登録された事務所又は通常の又は最後に知られる仕事の場所

(2)もし物件の所有者又は占有者の名前又は住所が、通知又はその他の書類

第62条（規則制定の権限）

(1)担当大臣は、この法律の目的及び規定の遂行のために、そして特定の事項について、しかし規定された一般原則の権利を失うことなく、次の各号に掲げる事項の一部又は全部について、規則を制定することができる。

(a)消防用具又は消防安全設備の製造、販売、据付け、試験、サービス及び再装填を規制すること

(b)いかなる物件に使用する消防用具又は消防安全設備の型式、配置及び試験について規定することよ

(c)民間組織、教育機関及びボランタリ団体に消防隊を設置することを規制すること

(ca)義勇消防隊を設立することを規制すること

(d)指定物件において火災安全組織を設立することを規制すること

(e)制服、階級章、認識票、及び消防職員及び補助消防職員の必要品を規定すること

(f)義務、権限、給与及び手当を含む補助消防職員に関するすべての事項について規定すること

- (g)消防職員の指導規範を規定すること
 - (h)いかなる人も森林、灌木、又はその他の植生を焼却することを禁止、制限又は抑制すること
 - (i)火災安全又は火の用心に関するすべての事項を規制すること
 - (j)可燃性物質の燃焼を禁止、制限、又は制約すること
 - (k)可燃性物質の運搬、使用、取扱、又は貯蔵を規制すること
 - (l)この法律の規定する手数料について規定すること
 - (m)規定し得る又は必要がある事項について規定すること
 - (n)この法律に基づく違反の手続き、形式について規定すること
 - (o)消防局福祉基金の管理について規制すること
- (2)主務大臣は、前項の規定に基づいて制定する規則にそのような規則の違反に対して、1,000リンギットを超えない罰金又は6月を超えない禁固又はその両方の罰則、そのような違反が継続する期間、1日につき100リンギットを超えない額を規定することができる。

第63条（廃止）

- (1)1976年地方行政法（the Local Government Act 1976）の第10部^{注11)}は、廃止する。
注11：1976年地方行政法の第10部は、消防であったが、この法律により削除された。
- (2)サバ州の消防法は、廃止する。

第1表（省略）

第2表（省略）

「マレーシアの消防事情」関係参考文献

マレーシアの消防事情関係（消防事情と関係のある地方行政制度等を含む。）の主な参考文献を掲げる。

<マレーシアの行政・地方自治制度>

- ・増補改訂版比較地方自治－諸外国の地方自治制度－ マレーシア 山下茂・谷聖美・川村毅著 第一法規 1992年9月
- ・アジア諸国地方制度 マレーシア…斎藤友之 （財）地方自治協会 1993年3月
- ・マレーシアの地方自治 （財）自治体国際化協会シンガポール事務所 1995年12月

<マレーシアの消防制度>

- ・アジアの消防(2) マレーシア 岡部宏泰著 近代消防 全国加除法令出版 1973年1月
- ・マレーシアの消防について マレーシア国消防局長述 大野春雄訳 I F C A A , Vol.12, No.23 全国消防長会 1983年
- ・マレーシアの消防の現状 マレーシア国消防局長述 大野春雄訳 I F C A A , Vol.15, No.29 全国消防長会 1989年
- ・東南アジアにおける防火の発展について マレーシア国消防局長述 大野春雄訳 I F C A A , Vol.16, No.31 全国消防長会 1991年
- ・マレーシア消防事情調査報告書 橋本晶、原正之、萩原金吾著 （財）日本消防設備安全センター 1992年
- ・海外の安全防災に係る法令・規則に関する調査・研究報告書 マレーシア編 （社）日本損害保険協会安全技術部 1992年3月
- ・マレーシア・サラワク救急医療短期専門家派遣活動報告書 前田貞樹著 1997年9月
- ・マレーシア消防の現状等 2000年 消防庁資料
- ・マレーシアの消防救助における新時代 マレーシア国消防救助庁長官発言要旨 I F C A A ' 02 KYOTO 資料 2002年7月
- ・FIRE SERVICE ACT 1988(ACT341) (1988年消防法 (1988年法律第341号)) International Law Book Service 1988年
- ・UNIFORM BUILDING BY-LAWS 1984 (1984年統一建築令) International Law Book Service 1999年

その他マレーシア政府の資料等

既 刊

海外消防情報シリーズ1	イギリスの消防事情	A 4判	本文42頁
海外消防情報シリーズ2	ドイツの消防事情	A 4判	本文63頁
海外消防情報シリーズ3	フランスの消防事情	A 4判	本文67頁
海外消防情報シリーズ4	アメリカの消防事情	A 4判	本文91頁
海外消防情報シリーズ5	韓国 の 消 防 事 情	A 4判	本文37頁
海外消防情報シリーズ6	中 国 の 消 防 事 情	A 4判	本文42頁
海外消防情報シリーズ7	フィリピンの消防事情	A 4判	本文48頁

海外消防情報シリーズ 8

マレーシアの消防事情

発 行 平成14年8月31日

[編集・発行] 海外消防情報センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16

(財)日本消防設備安全センター内

電 話 (03) 3501-7925

FAX (03) 3501-7903

無断転載禁ずる